

平成29年度地域保健総合推進事業

平成 29 年度

「市町村保健活動調査」

「市町村保健センター（類似施設・その他保健拠点含む）調査」

報 告 書

市 町 村 保 健 セ ン タ ー の 機 能 や 役 割 等 に 関 す る 調 査

市 町 村 保 健 セ ン タ ー （ 類 似 施 設 ・ そ の 他 保 健 拠 点 含 む ） 調 査

平成 30 年 3 月

日本公衆衛生協会

はじめに

市町村保健センターは、「地域保健法」の第18条に、「市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。」と定められています。

また、「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」では、市町村保健センターの運営に関して、次のような内容を挙げています。①健康相談、保健指導、健康診査等の地域保健に関する計画を策定し、住民のニーズに応じた計画的な事業を実施すること ②保健、医療、福祉の連携を図るため、地域包括支援センター等との連携および協力体制の確立、市町村保健センター等における総合相談窓口の設置、在宅福祉サービスを担う施設との複合的整備、保健師とホームヘルパーに共通の活動拠点としての運営等により、保健と福祉の総合的な機能を備えること ③保健所からの専門的かつ技術的な援助および協力を積極的に求めるとともに、地域のNPO、民間団体等に係るソーシャルキャピタルを活用した事業の展開に努めること。また、市町村健康づくり推進協議会の活用、検討協議会の設置等により、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体、地域の医療機関、学校および企業等との十分な連携および協力を図ること ④精神障害者の社会復帰対策、認知症高齢者対策、歯科保健対策等のうち、身近で利用頻度の高い保健サービスは、保健所の協力の下に実施することが望ましいこと ⑤政令市は、保健所と市町村保健センター等との密接な連携を図り、効率的かつ効果的な保健サービスの提供を可能にする体制を整備すること一といった運営内容です。

こうしたことから市町村保健センターは、地域住民に対して身近な場所で総合的な保健サービスを提供する施設であり、各地域の健康ニーズや課題にこたえるべく多様で幅広い事業を展開する姿が想像されますが、今年度は「現在の市町村保健センターはどのような機能と役割を果たしているのだろうか」という基本的な調査を実施しました。

まず、「平成29年度市町村保健活動調査」は、「市町村保健センターの機能や役割等に関する調査」をテーマに実施しました。市町村における市町村保健センターの位置づけ、機能・役割などについてお尋ねしました。調査結果からは、条例で市町村保健センターを定めている市町村の割合は7割ほどであること、また市町村保健センターは「保健関係の各種計画、予算、活動計画の策定から保健活動・事業の実施までを行う組織」と位置づけている市町村の割合は4割ほどであることなどがわかりました。

また、「市町村保健センター（類似施設・その他保健拠点含む）調査」は、全国の市町村保健センター等の職員配置や施設形態等について毎年お尋ねしていますが、今回は各施設の役割・機能、実際に行っている保健活動・事業などに関して追加して調査しており、市町村保健センターの実態をつかむために拡充して行いました。

当委員会では、市町村における保健活動の発展に役立てるよう、これからも引き続き活動してまいります。より多くの皆さまにご理解を賜りますよう、この場をお借りし、お願い申し上げます。最後になりましたが、ご多忙の折、調査にご協力をいただきました市町村担当課の皆さまに、心からお礼申し上げますとともに、皆さまのますますのご活躍を祈念いたします。

平成 30 年 3 月

公益財団法人健康・体力づくり事業財団
市町村保健活動調査・保健センター等調査研究委員会
委員長 増田 和茂

目 次

はじめに	3
第 1 章 調査の目的と概要	7
第 2 章 市町村保健活動調査結果	13
1 人口規模	14
2 健康増進部門に配置されている担当者数	15
3 健康増進部門の保健師の配置	16
4 保健センター及び類似施設・その他保健拠点数（問 1）	17
5 条例での保健センターの有無（問 2）	18
6 条例における「職員」「業務」「事業」の規定の有無（問 2－1）	19
7 保健センターの位置づけ（問 3）	20
8 保健衛生に関わる行政機能の本庁舎内の有無（問 4、問 4－1）	22
9 特徴のある機能・役割を果たしている保健センターの有無（問 5）	24
10 保健センターの設置場所（問 6）	24
11 今後の保健センターの果たすべき役割・機能（問 7）	25
第 3 章 市町村保健センター（類似施設・その他保健拠点含む）調査結果	31
1 施設の種別（F 3）	32
2 保健センターの開設年次（F 2）	32
3 施設形態（F 4）	33
4 複合相手先の内訳（F 8）	33
5 施設の床面積（F 5）	35
6 常勤職員の職種（F 6）	36
7 施設長（F 7）	37
8 施設の区分（問 1）	41
9 施設の職員の配置体制（問 2）	41
10 施設の非常勤職員（保健部署のみ）の職員数（問 3）	42
11 施設の設置場所（本庁舎の設置）（問 4、問 4－1）	43
12 施設の役割（問 5）	44
13 実施している保健活動・事業（問 6）	45
第 4 章 考察	49
1 自治体における市町村保健センターの位置づけ（島田 美喜）	50

2	市町村保健センター調査から見る施設の役割、実施事業と活動の状況について (持田 ゆりえ) ……	51
3	市町村保健センターと類似施設について (鳩野 洋子) ……	53
4	今後の市町村保健センターの展望 (尾島 俊之) ……	55

巻末資料 …… 57

平成29年度市町村保健活動調査票 ……	58
市町村保健センター（類似施設・その他保健拠点含む）調査票 ……	60
平成29年度「市町村保健活動調査」「市町村保健センター（類似施設・その他保健 拠点含む）調査」調査研究委員会名簿 ……	62

第 1 章 調査の目的と概要

研究（調査）の目的

「市町村保健センター及び類似施設調査」では、毎年、市町村保健センター等における職員数・職種、施設形態、面積、施設長の職位・職種などを調査している。しかし、例年の調査項目だけでは、市町村保健センターの役割・機能を把握するのは難しい状況であった。すなわち、市町村保健センターの機能には、ハード面（建物の規模、複合施設など）とソフト面（職員配置の有無、職種、内包している組織、実施事業など）があり、地域によってその機能は大きく異なると思われる。また、役割に関しても、各種の保健事業実施場所としての役割か、保健福祉の企画部門としての役割によっても異なると思われる。

そうしたことから、上述の調査は例年の調査項目を拡充して実施することとし、併せて、「市町村保健活動調査」に関しては、「市町村保健センターの機能や役割等に関する調査」をテーマに設定することとし、市町村保健センターに加えて、類似施設（＝母子健康センター、農村検診センター、国保健康管理センター等）と、その他保健拠点（＝類似施設以外で、保健関係職員が常駐する（日を決めて常駐する場合を含む）場所、または保健活動を行うことが本来の目的の一つとして位置づけられている建物）の現状確認と、市町村における各施設の役割・機能の把握を目的に調査を行うこととした。

調査方法と対象

郵送による質問紙調査として実施。

調査票は次の２種類に分けて行った。

①「市町村保健活動調査」

市町村単位で、主に保健・健康増進等を担当する部署の課長・課長相当職に記入を依頼した。

②「市町村保健センター（類似施設・その他保健拠点含む）調査」

市町村の各保健センター及び類似施設ごとの調査とし、当会のデータベースに基づき、各施設ごとに調査票を送付し、記入を依頼した。

上記の調査票は、当会の市町村データに基づき（平成 29 年 11 月現在）、市町村ごとに各担当課へ送付した。

調査の時期

平成 29 年 12 月 6 日から平成 30 年 1 月 15 日を調査期間とし、11 月 1 日現在の状況の記入を依頼した。

調査対象と回収率

全国市町村（東京 23 区は便宜上、市として計上）1,741 自治体に質問紙を郵送し、1,347 自治体から回答を得た。回収率は 77.4%。なお、回収率向上のため、未回答市町村に対しては平成 29 年 12 月 21 日に回収督促（ハガキ送付）を行った。

分析方法

アンケート集計ソフトウェア「ASSUM for Windows」ver5.803 を用いた。

都道府県別回収率（市町村単位）

都道府県	発送数	回収数	回収率（％）
01 北海道	179	145	81.0
02 青森県	40	35	87.5
03 岩手県	33	32	97.0
04 宮城県	35	28	80.0
05 秋田県	25	18	72.0
06 山形県	35	26	74.3
07 福島県	59	39	66.1
08 茨城県	44	38	86.4
09 栃木県	25	21	84.0
10 群馬県	35	28	80.0
11 埼玉県	63	54	85.7
12 千葉県	54	46	85.2
13 東京都	62	47	75.8
14 神奈川県	33	24	72.7
15 新潟県	30	26	86.7
16 富山県	15	10	66.7
17 石川県	19	14	73.7
18 福井県	17	14	82.4
19 山梨県	27	19	70.4
20 長野県	77	59	76.6
21 岐阜県	42	38	90.5
22 静岡県	35	27	77.1
23 愛知県	54	47	87.0
24 三重県	29	23	79.3

都道府県	発送数	回収数	回収率（％）
25 滋賀県	19	16	84.2
26 京都府	26	22	84.6
27 大阪府	43	33	76.7
28 兵庫県	41	29	70.7
29 奈良県	39	26	66.7
30 和歌山県	30	24	80.0
31 鳥取県	19	16	84.2
32 島根県	19	12	63.2
33 岡山県	27	23	85.2
34 広島県	23	18	78.3
35 山口県	19	15	78.9
36 徳島県	24	12	50.0
37 香川県	17	11	64.7
38 愛媛県	20	18	90.0
39 高知県	34	18	52.9
40 福岡県	60	40	66.7
41 佐賀県	20	15	75.0
42 長崎県	21	19	90.5
43 熊本県	45	26	57.8
44 大分県	18	15	83.3
45 宮崎県	26	18	69.2
46 鹿児島県	43	33	76.7
47 沖縄県	41	30	73.2
全体	1,741	1,347	77.4

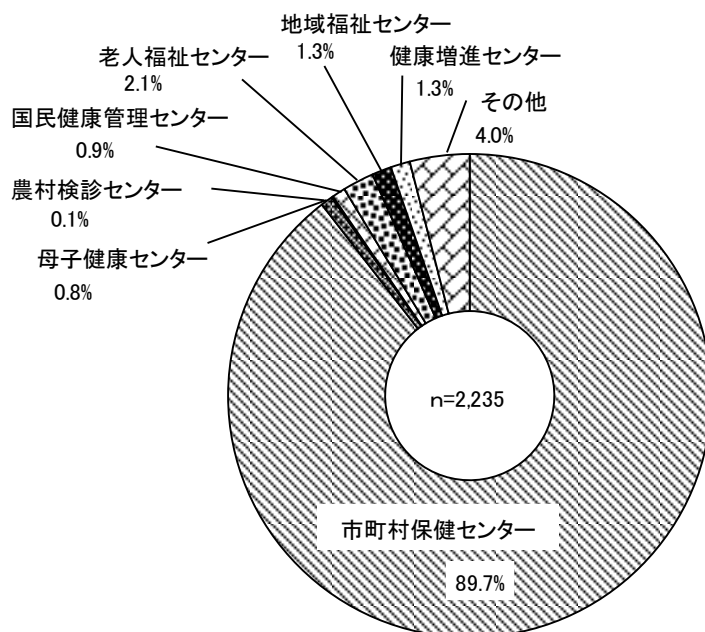
（平成 30 年 1 月 31 日現在）

市町村保健センター（類似施設・その他保健拠点含む）の姿

1 施設の種別は、「市町村保健センター」が89.7%

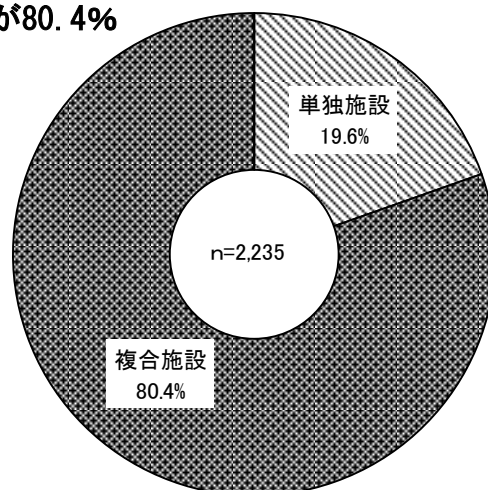
市町村保健センター（類似施設・その他保健拠点含む）（以下、保健センター・類似施設等）の種別は、「市町村保健センター」が89.7%（2,005施設）、「類似施設」が10.3%（230施設）となっている。

類似施設・その他保健拠点の内訳をみると、「老人福祉センター」が47か所（2.1%）で最も高くなっている。



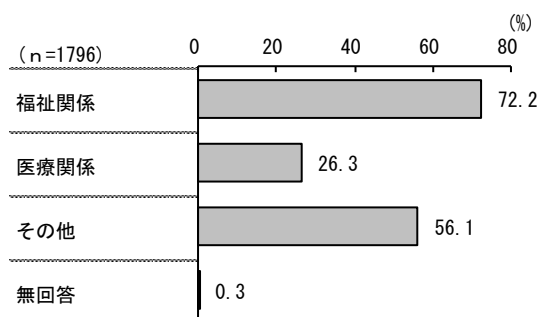
2 施設形態は、「単独施設」が19.6%、「複合施設」が80.4%

保健センター・類似施設等の施設形態は、「単独施設」が19.6%（439施設）、「複合施設」が80.4%（1,796施設）となっている。



3 複合相手先は、「福祉関係」が72.2%

保健センター・類似施設等において、複合相手の内訳を大きく分類すると、「福祉関係」が72.2%（1,297施設）で最も高く、次いで「その他」が56.1%（1,008施設）、「医療関係」が26.3%（473施設）となっている。（複数回答）



1) 福祉関係の複合相手は、「社会福祉協議会」が51.1%

保健センター・類似施設等における福祉関係の複合相手は、「社会福祉協議会」が51.1%（663施設）で最も高く、次いで「地域包括支援センター」（42.6%、553施設）、「デイサービスセンター」（27.8%、361施設）となっている。（複数回答）

2) 医療関係の複合相手は、

「診療所」が29.0%

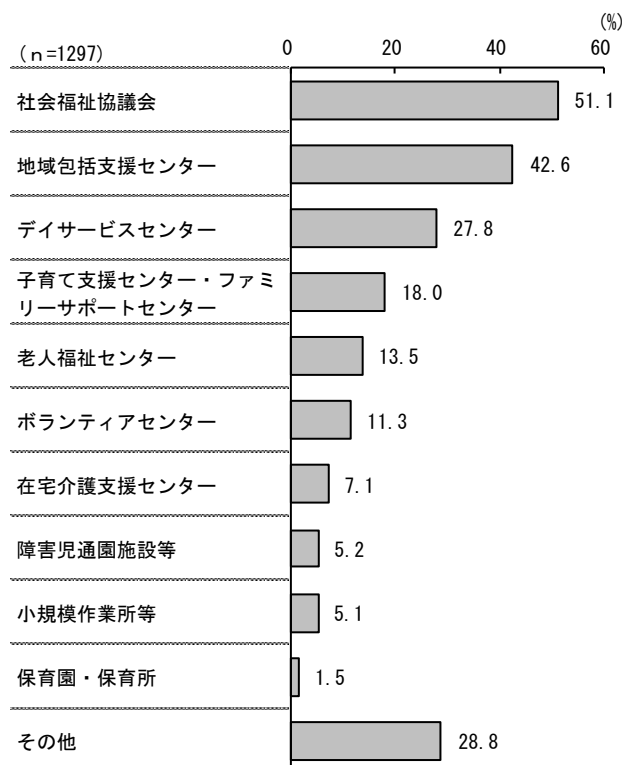
保健センター・類似施設等における医療関係の複合相手は、「診療所」（29.0%、137施設）が最も高く、次いで「休日・夜間診療所」（28.5%、135施設）、「訪問看護ステーション・センター」（23.3%、110施設）、「医師会・歯科医師会」（21.6%、102施設）と続いている。（複数回答）

3) その他の複合相手は、

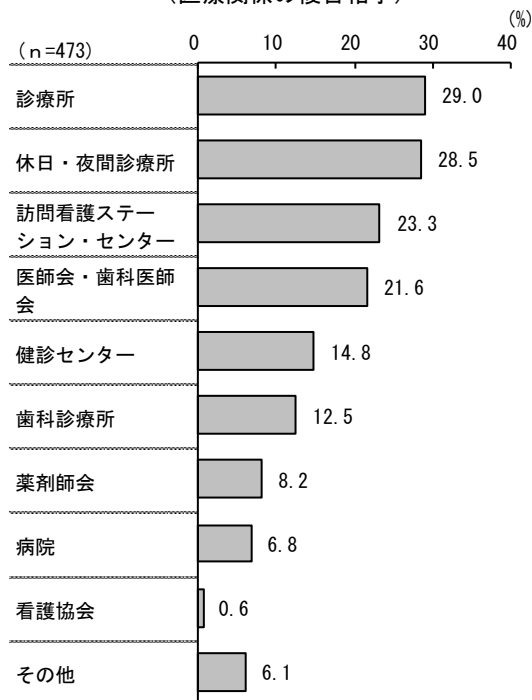
「役場（所）」が45.8%

保健センター・類似施設等におけるその他の複合相手は、「役場（所）」が45.8%（462施設）で最も高く、次いで「その他」が42.3%（426施設）となっている。（複数回答）

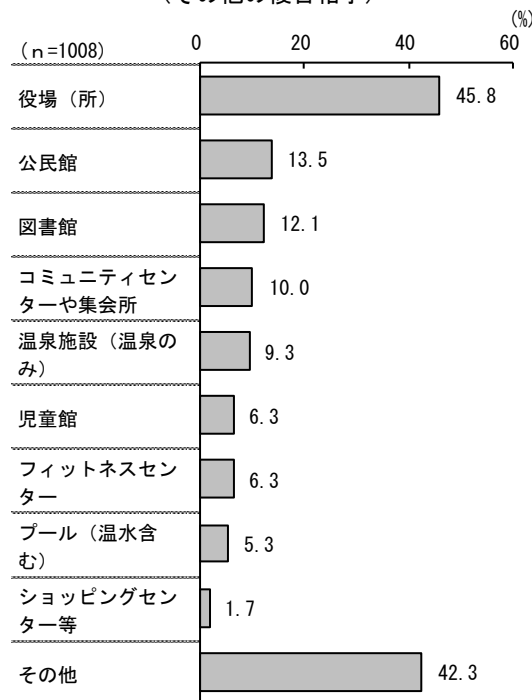
（福祉関係の複合相手）



（医療関係の複合相手）

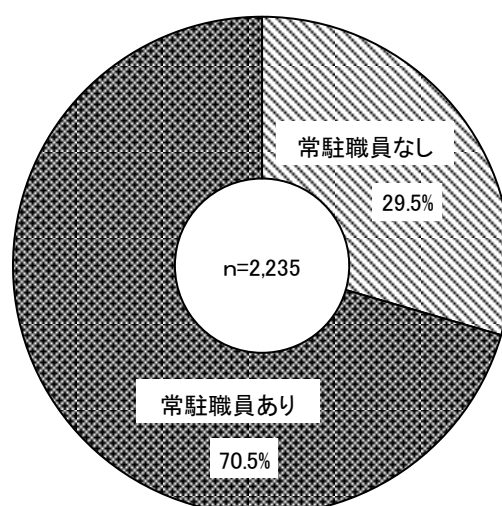


（その他の複合相手）



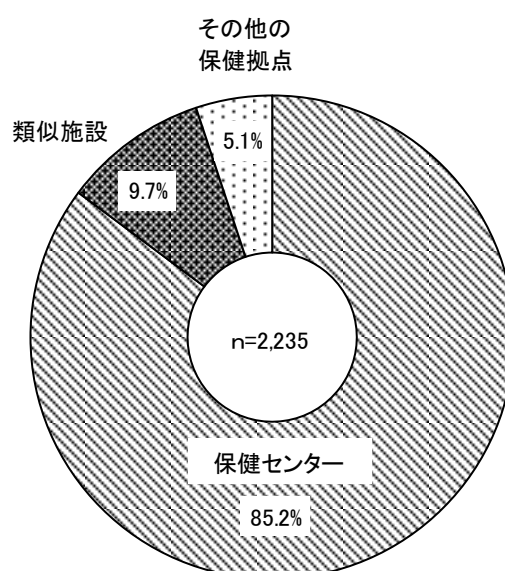
4 常駐職員は、「なし」が29.5%、「あり」が70.5%

保健センター・類似施設等における、常駐職員
 がない施設は29.5%（660施設）となっている。



5 施設区分は、「保健センター」が85.2%

施設の区分は、「保健センター」が85.2%で最も高くなっている。「類似施設」は9.7%、「その他の保健拠点」は5.1%となっている。

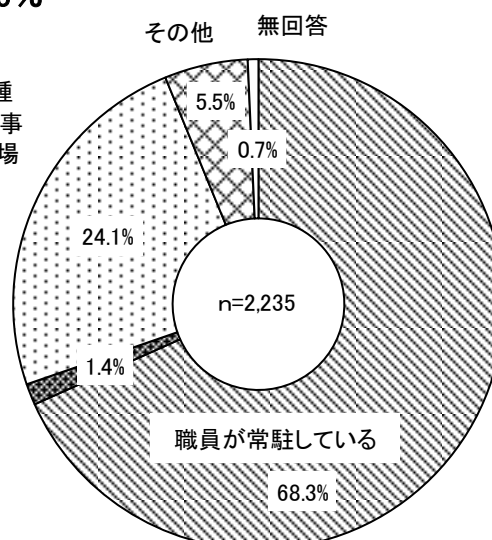


6 職員の配置体制は、「職員が常駐している」が68.3%

施設の職員の配置体制は「職員が常駐している」が68.3%で最も高く、次いで「普段は無人で、各種の健康診査や保健事業の実施などの会場としての会場」として使用する」が24.1%、「職員が常駐せず、月に数回のみ駐在する」が1.4%となっている。

普段は無人で、各種の健康診査や保健事業の実施などの会場として使用する

職員が常駐せず、月に数回のみ駐在する

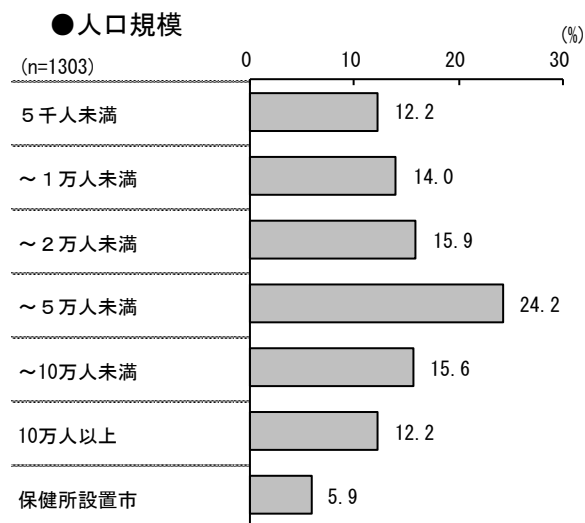


第2章 市町村保健活動調査結果

市町村保健センターの機能や役割等に関する調査

1 人口規模

市町村保健活動調査に回答があったのは1,303自治体であった。回答のあった市区町村の人口規模は、「2万～5万人未満」が24.2%で最も高く、次いで「1万～2万人未満」(15.9%)、「5万～10万人未満」(15.6%)となっている。また、「保健所設置市」は5.9%となっている。



注1) 人口規模が無記入の場合は、住民基本台帳に基づく人口（平成29年1月1日現在）：総務省を用いた。

注2) 下記を保健所設置市（特別区含む）として集計した。

■指定都市（地方自治法第252条の19第1項に定める20市）

札幌 仙台 新潟 さいたま 千葉 横浜 川崎 相模原 静岡 名古屋 浜松 京都 大阪
神戸 堺 岡山 広島 福岡 北九州 熊本

■中核市（地方自治法第252条の22第1項に定める45市）

旭川 函館 青森 盛岡 秋田 郡山 いわき 宇都宮 前橋 高崎 川越 越谷 船橋 柏
八王子 横須賀 富山 金沢 長野 岐阜 豊田 豊橋 岡崎 大津 豊中 高槻 平塚
東大阪 姫路 西宮 尼崎 奈良 和歌山 倉敷 福山 下関 高松 松山 高知 久留米
長崎 大分 宮崎 鹿児島 那覇

■政令で定める市（地域保健法施行令第1条の3に定める7市）

小樽 町田 藤沢 四日市 呉 大牟田 佐世保

■東京23区

2 健康増進部門に配置されている担当者数

健康増進部門に配置されている人数についてみると、①保健師（常勤）は「1～4人」（28.6%）、「5～8人」（29.1%）の割合が高く、非常勤は「0人」（37.0%）、「1～4人」（26.9%）で高くなっている。平均値は、常勤が11.8人、非常勤が1.7人となっている。

②管理栄養士・栄養士（常勤）は「1人」（41.4%）の割合が高く、平均値は2.2人となっている。非常勤は「0人」の割合が高くなっている。③健康運動指導士、④健康運動実践指導者、⑤医師、⑥歯科医師、⑦看護師、⑧歯科衛生士、⑨その他保健医療専門職については、常勤、非常勤ともに「0人」の割合が高くなっている。

実人数は、「6～10人」（18.7%）が最も高く、平均値は20.6人となっている。

件数=1,303

	0人	1人	5人	9人	13人	17人	21人以上	無回答	平均値（人）	標準偏差
(%)		4人	8人	2人	6人	20人				
①保健師／常勤	0.1	28.6	29.1	15.3	9.1	4.8	12.8	0.3	11.8	15.5
①保健師／非常勤	37.0	26.9	4.2	1.2	0.5	0.3	0.4	29.4	1.7	4

件数=1,303

	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答	（人）平均値	標準偏差
(%)									
②管理栄養士・栄養士／常勤	7.4	41.4	21.6	9.9	5.2	8.9	5.6	2.2	2.6
②管理栄養士・栄養士／非常勤	42.4	11.4	4.5	2.9	1.8	4.7	32.2	1.1	2.7
③健康運動指導士／常勤	59.6	3.4	1.2	0.4	-	0.1	35.5	0.1	0.4
③健康運動指導士／非常勤	56.9	1.2	0.3	-	-	0.1	41.5	0.0	0.3
④健康運動実践指導者／常勤	60.4	1.8	0.7	0.2	0.1	0.2	36.5	0.1	0.5
④健康運動実践指導者／非常勤	57.3	0.6	0.2	0.1	0.1	-	41.7	0.0	0.2
⑤医師／常勤	59.0	1.8	0.6	0.4	0.4	1.2	36.5	0.2	1.3
⑤医師／非常勤	55.3	2.0	0.5	0.2	0.1	1.1	40.8	0.3	1.8
⑥歯科医師／常勤	61.1	1.8	0.5	0.1	0.1	-	36.4	0.1	0.3
⑥歯科医師／非常勤	56.3	1.2	0.5	0.3	0.1	0.8	40.9	0.3	2.5

件数=1,303

	0人	1人	3人	5人	7人	9人以上	無回答	（人）平均値	標準偏差
(%)		2人	4人	6人	8人				
⑦看護師／常勤	42.7	21.4	5.1	1.2	0.5	1.2	27.9	1.0	1.9
⑦看護師／非常勤	38.5	12.7	4.2	3.8	1.8	3.4	35.5	1.8	4.1
⑧歯科衛生士／常勤	46.3	18.8	2.2	0.4	0.8	0.5	31.1	0.6	1.5
⑧歯科衛生士／非常勤	44.9	7.1	3.2	1.7	2.2	2.9	38.0	1.4	3.4
⑨その他保健医療専門職／常勤	46.2	15.0	2.4	0.7	0.5	1.5	33.6	1.0	3.6
⑨その他保健医療専門職／非常勤	46.3	7.4	2.5	0.8	0.9	1.8	40.3	0.9	3.2

件数=1,303

	0人	1人	6人	1人	1人	2人	2人	3人	無回答	平均値（人）	標準偏差
(%)		5人	10人	15人	20人	25人	30人	1人以上			
実人数	0.2	15.0	18.7	13.0	8.0	4.7	3.6	14.4	22.4	20.6	26.2

3 健康増進部門の保健師の配置

健康増進部門に配置されている常勤の保健師について、配置場所別の内訳（人数）を記入してもらったところ、①保健センター等ではない本庁は、「1～4人」（18.1%）が最も高く、次いで「5～8人」（10.8%）が高くなっている。平均人数は4.3人となっている。②保健センター等ではない保健所は、「0人」が40.1%で最も高くなっている。平均人数は1.9人となっている。③保健センター（類似施設・その他保健拠点を含む）は「1～4人」が19.0%で最も高く、次いで「5～8人」が17.6%となっている。平均人数は10.1人となっている。

件数=1,303										
(%)	0人	1～4人	5～8人	9～12人	13～16人	17～20人	21人以上	無回答	平均値（人）	標準偏差
①保健センター等ではない本庁	25.1	18.1	10.8	5.8	1.5	1.6	1.7	35.4	4.3	6.3
②保健センター等ではない保健所	40.1	0.5	0.7	0.8	0.5	0.4	1.4	55.7	1.9	8.9
③保健センター （類似施設・その他保健拠点を含む）	14.4	19.0	17.6	9.7	6.9	3.8	9.4	19.3	10.1	14.7

※複数の場所の兼務の方は、最も執務している時間が長い方に計上し、合計が一致するようにしてください。なお、保健所が本庁でもある場合には保健所の欄に記載し、保健センターは今回の調査の「市町村保健センター（類似施設・その他保健拠点含む）調査帳票」に該当する施設に配置の人数を記載ください。

4 保健センター及び類似施設・その他保健拠点数（問１）

市区町村の市町村保健センター（以下、「保健センター」）および類似施設・その他保健拠点数を記入してもらったところ、保健センターは「１施設」が58.3%で最も多く、次いで「２施設」が10.1%となっている。また、「なし」は7.7%となっている。平均施設数は1.6施設となっている。

類似施設は、「なし」（33.5%）が最も高く、平均施設数は0.7施設となっている。

その他保健拠点は、「なし」（36.0%）が最も高く、平均施設数は0.3施設となっている。

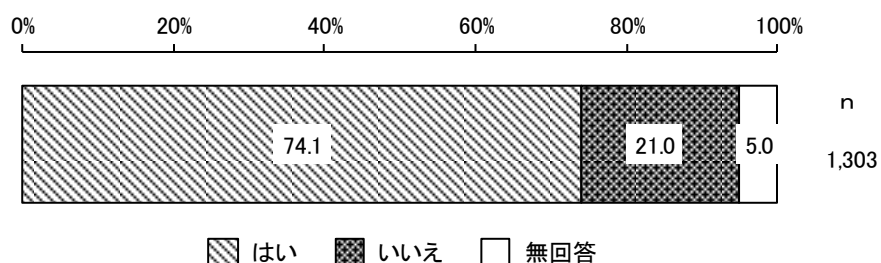
●保健センター及び類似施設・その他保健拠点数

件数=1,303

	なし	1施設	2施設	3施設	4施設	5施設	6施設以上	無回答	（平均施設値）	標準偏差
(%)										
保健センター	7.7	58.3	10.1	6.2	3.9	1.8	2.7	9.3	1.6	1.7
類似施設	33.5	12.9	2.0	0.3	0.4	0.2	0.4	50.3	0.7	6.3
その他保健拠点	36.0	4.2	0.5	0.3	0.3	0.2	0.3	58.1	0.3	0.9

5 条例での保健センターの有無（問2）

市区町村において、保健センターは条例で定められているかどうかをたずねたところ、「はい」は74.1%、「いいえ」は21.0%となっている。



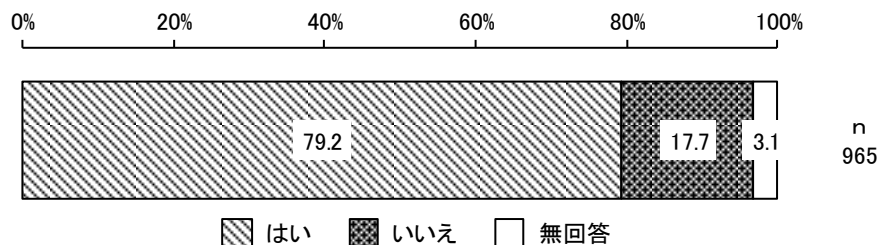
人口規模別でみると、「5万～10万人未満」（87.7%）、「10万人以上」（87.4%）では、「はい」が8割以上となっている。一方、「いいえ」は「5千人未満」が35.2%で高くなっている。

●人口規模別条例での保健センターの有無

上段：実数 下段%	件数	はい	いいえ	無回答
全 体	1,303 100.0	965 74.1	273 21.0	65 5.0
5千人未満	159 100.0	93 58.5	56 35.2	10 6.3
～1万人未満	183 100.0	115 62.8	56 30.6	12 6.6
～2万人未満	207 100.0	140 67.6	50 24.2	17 8.2
～5万人未満	315 100.0	241 76.5	56 17.8	18 5.7
～10万人未満	203 100.0	178 87.7	20 9.9	5 2.5
10万人以上	159 100.0	139 87.4	19 11.9	1 0.6
保健所設置都市	77 100.0	59 76.6	16 20.8	2 2.6

6 条例における「職員」「業務」・「事業」の規定の有無（問2-1）

条例がある（はい）と回答した市区町村に「職員」「業務」・「事業」の規定の有無をたずねたところ、「はい」（ある）が79.2%、「いいえ」（ない）が17.7%となっている。

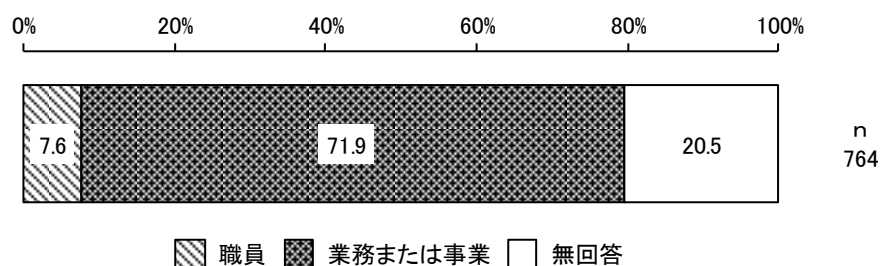


人口規模別でみると、「10万人以上」では、「はい」（ある）が87.8%で高くなっている。一方、「いいえ」（ない）は「5千人未満」が30.1%で高くなっている。

●人口規模別条例における「職員」「業務」・「事業」の規定の有無

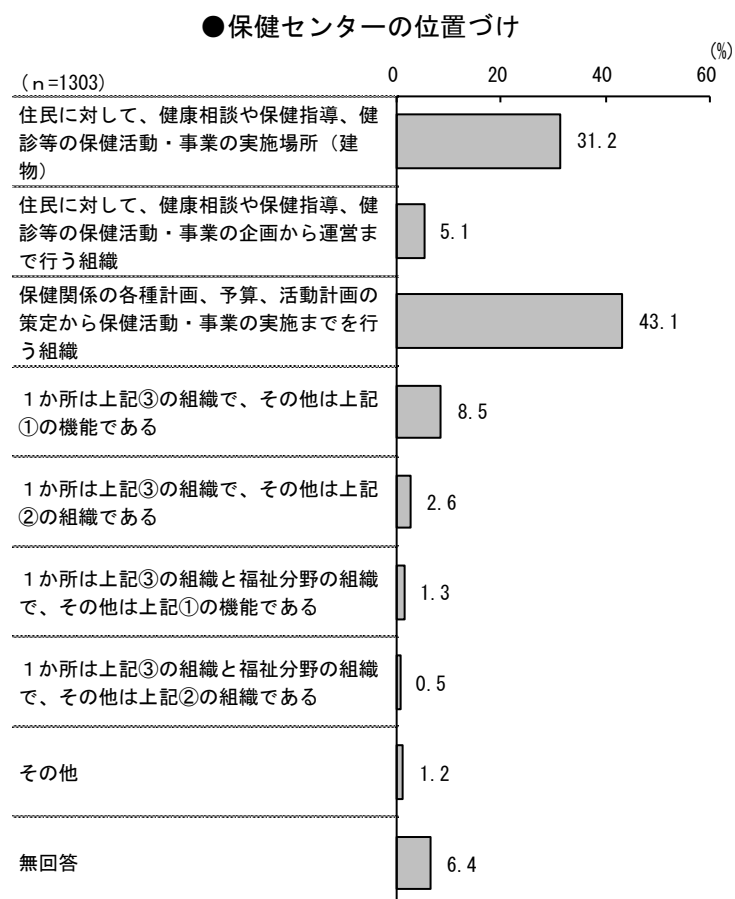
上段：実数 下段：%	件数	はい	いいえ	無回答
全 体	965	764	171	30
	100.0	79.2	17.7	3.1
5千人未満	93	63	28	2
	100.0	67.7	30.1	2.2
～1万人未満	115	91	20	4
	100.0	79.1	17.4	3.5
～2万人未満	140	111	23	6
	100.0	79.3	16.4	4.3
～5万人未満	241	189	44	8
	100.0	78.4	18.3	3.3
～10万人未満	178	148	25	5
	100.0	83.1	14.0	2.8
10万人以上	139	122	14	3
	100.0	87.8	10.1	2.2
保健所設置都市	59	40	17	2
	100.0	67.8	28.8	3.4

規定があるものについては、「職員」が7.6%、「業務または事業」が71.9%となっている。



7 保健センターの位置づけ（問3）

保健センターの位置づけについてたずねたところ、「保健関係の各種計画、予算、活動計画の策定から保健活動・事業の実施までを行う組織」が43.1%で最も高く、次いで「住民に対して、健康相談や保健指導、健診等の保健活動・事業の実施場所（建物）」が31.2%となっている。



条例での保健センターの有無別（問２）でみると、「保健関係の各種計画、予算、活動計画の策定から保健活動・事業の実施までを行う組織」は、「条例がある（はい）」（44.9%）が「条例がない（いいえ）」（38.1%）の割合を6.8ポイント上回っている。

●条例での保健センターの有無別保健センターの位置づけ

	件数	住民に対して、健康相談や保健指導、健診等の実施場所（建物）	住民に対して、健康相談や保健指導、健診等の実施場所（建物）	保健関係の各種計画、予算、活動の実施までを行う組織	1は上記①の機能である、その他	1は上記②の機能である、その他	1は上記③の機能である、その他	1は上記④の機能である、その他	その他	無回答
上段：実数 下段%										
全 体	1,303 100.0	407 31.2	67 5.1	562 43.1	111 8.5	34 2.6	17 1.3	6 0.5	15 1.2	84 6.4
はい	965 100.0	303 31.4	50 5.2	433 44.9	99 10.3	30 3.1	15 1.6	6 0.6	12 1.2	17 1.8
いいえ	273 100.0	92 33.7	14 5.1	104 38.1	10 3.7	3 1.1	2 0.7	-	3 1.1	45 16.5

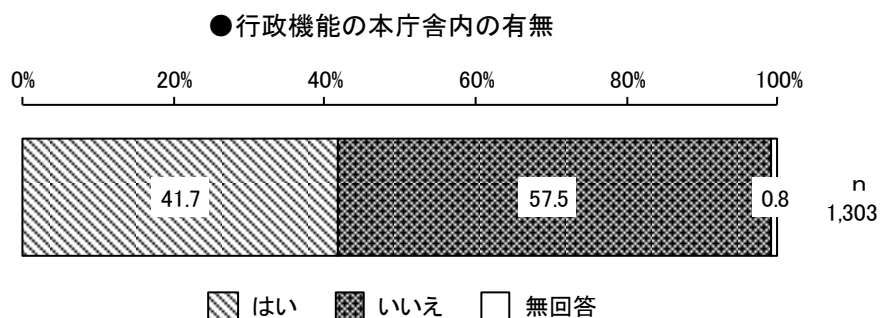
行政機能の本庁舎内の有無別（問４）別でみると、「住民に対して、健康相談や保健指導、健診等の保健活動・事業の実施場所（建物）」は「行政機能が本庁舎内にある（はい）」（59.7%）の割合が高く、「保健関係の各種計画、予算、活動計画の策定から保健活動・事業の実施までを行う組織」は「行政機能が本庁舎内にない（いいえ）」（62.8%）の割合が高くなっている。

●行政機能の本庁舎内の有無別保健センターの位置づけ

	件数	住民に対して、健康相談や保健指導、健診等の実施場所（建物）	住民に対して、健康相談や保健指導、健診等の実施場所（建物）	保健関係の各種計画、予算、活動の実施までを行う組織	1は上記①の機能である、その他	1は上記②の機能である、その他	1は上記③の機能である、その他	1は上記④の機能である、その他	その他	無回答
上段：実数 下段%										
全 体	1,303 100.0	407 31.2	67 5.1	562 43.1	111 8.5	34 2.6	17 1.3	6 0.5	15 1.2	84 6.4
はい	544 100.0	325 59.7	37 6.8	89 16.4	18 3.3	7 1.3	5 0.9	3 0.6	4 0.7	56 10.3
いいえ	749 100.0	81 10.8	29 3.9	470 62.8	92 12.3	27 3.6	12 1.6	3 0.4	11 1.5	24 3.2

8 保健衛生に関わる行政機能の本庁舎内の有無（問４、問４－１）

保健衛生に関わる各種計画、予算、活動計画の策定、企画など（いわゆる行政機能）は、市区町村本庁舎内にあるかどうかたずねたところ、「はい」が41.7%、「いいえ」が57.5%となっている。（問４）

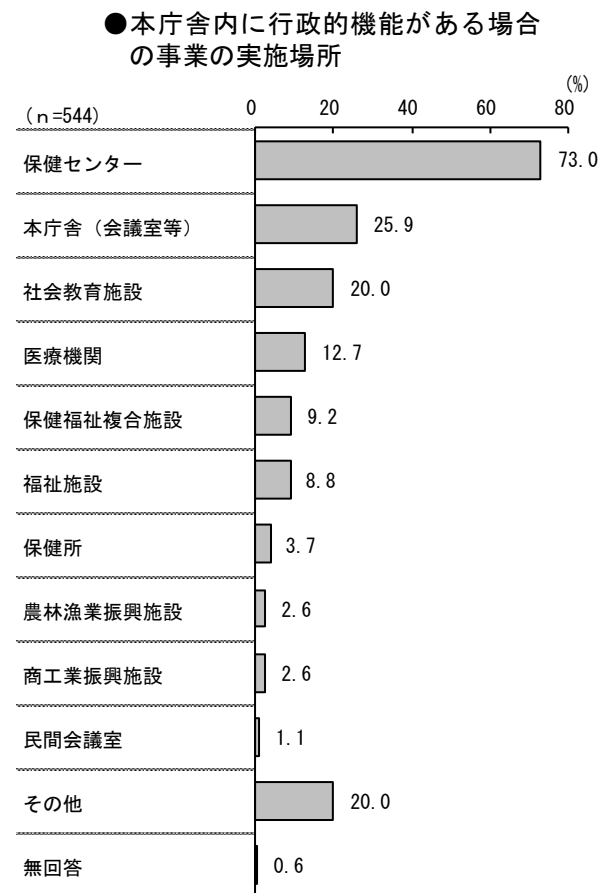


条例での保健センターの有無別（問２）でみると、「条例がある（はい）」は「行政機能が本庁舎内にない（いいえ）」（62.0%）の割合が高く、「条例がない（いいえ）」は行政機能が「本庁舎内にある（はい）」（55.7%）の割合が高くなっている。（問４）

●条例での保健センターの有無別行政機能の本庁舎内の有無

	件数	はい	いいえ	無回答
上段：実数 下段%				
全 体	1,303 100.0	544 41.7	749 57.5	10 0.8
はい	965 100.0	361 37.4	598 62.0	6 0.6
いいえ	273 100.0	152 55.7	120 44.0	1 0.4

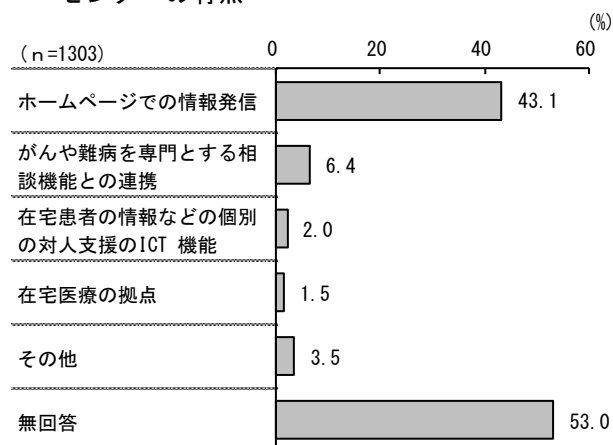
行政的機能が、本庁舎内にある場合、母子保健や成人保健などの事業は通常どこで行われているかをたずねたところ、「保健センター」が73.0%で最も高く、次いで「本庁舎（会議室等）」が25.9%、「社会教育施設」が20.0%となっている。（問4-1）（複数回答）



9 特徴のある機能・役割を果たしている保健センターの有無（問5）

特徴のある機能・役割を果たしている保健センターの有無についてたずねたところ、「ホームページでの情報発信」が43.1%で最も高く、次いで「がんや難病を専門とする相談機能との連携」が6.4%となっている。（複数回答）

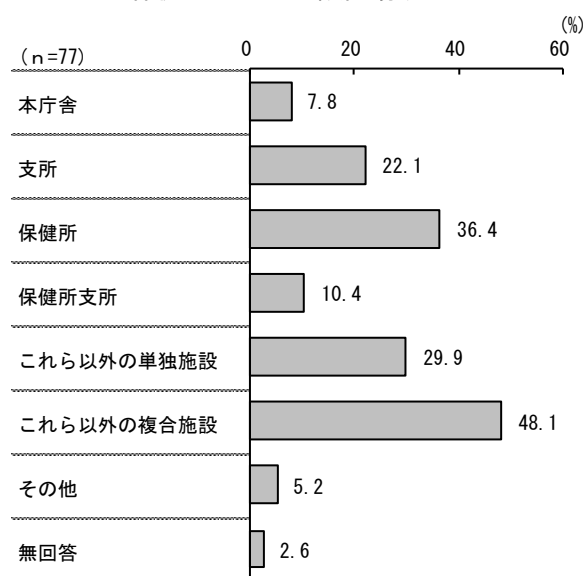
●特徴のある機能・役割を果たしている保健センターの有無



10 保健センターの設置場所（問6）

保健所設置市・特別区に対して、保健センターの設置場所についてたずねたところ「これら以外の複合施設」が48.1%で最も高く、次いで「保健所」が36.4%、「これら以外の単独施設」が29.9%、「支所」が22.1%となっている。（複数回答）

●保健センターの設置場所



11 今後の保健センターの果たすべき役割・機能について（問7）

保健センターが今後、果たすべき役割・機能について、代表的な内容を分野別にまとめた。

子育て支援の拠点
今後、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の拠点として、健康こども課として子育て支援の拠点としての役割を強化する。平成32年度、子育て世代包括支援センターの開設をめざし、機能強化と環境整備を図る。
現在は乳幼児健康診査や教室等、母子保健事業の実施や情報提供の場としての役割を大きく担っている。保健センターは、母子保健事業として特に利用が多い状況にあり、今後、保健センターをさらに母子保健に特化するのであれば、母子手帳交付や相談事業等をすべて行い、「ネウボラ」的な利用を検討することも必要であると考えている。
現在、市の保健センターは母子保健に関する機能を保持しており、保健所傘下の健康増進部門も保健センターで事業を行っている。今後は、地区担当保健師が母子保健コーディネーターとして、妊娠期から子育て期にわたる継続的な育児支援を、他機関のサービスも活用し実施していくべきと考えている。

健康づくり・予防事業の拠点
保健センターは本来、地域の健康づくりの拠点として年代を問わずかかわりを持ち、コーディネート機能を果たすため、専門職を配置し環境を整えていたと思う。しかし、現在、専門職は机上の仕事が多くなり、保健師も業務分担を主として地域へのかかわりが希薄になってきている。過去を見直し、現在の社会状況に臨機応変に対応しながら、住民の健康づくりを行う拠点となっていくべきと考える。本市は平成27年より、保健師の地区担当制を導入し、本来の役割を果たすために尽力している。
町民の健康の保持・増進を図るために健（検）診の実施・結果を活用した情報の発信、個人の問題点に対応した個別相談の実施など、ヘルスプロモーションと個別対応の2本立てによる健康づくりの推進を行う。
保健センターは健康づくりの拠点として各種専門職（保健師・助産師・看護師・理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士）が対応している。今後は保健センターで事業展開するとともに、地域へ出向いての活動を通し、市民にとって身近な相談者・相談場所となるよう、個人のスキルアップと事業企画を行っていく役割がある。

地域包括ケア事業の充実
当課の管轄事務として、保健センターに加え直営の地域包括支援センターを含む地域支援事業も所管している。特に、地域支援事業の取り組みにおいては、地域包括ケアシステムの推進、なかでも在宅医療・介護連携事業（在宅医療の推進等）の取り組みに力を入れている。特に医療分野においては、地域包括支援センターと保健センター部門の連携した在宅医療の推進等の取り組みが必要だと考えている。
当町では、本庁舎の健康増進部門が全体を統括し、保健センターは周囲の地域に3か所ある。以前は、各保健センターで分散して健康相談や保健指導・健診などを行ってきたが、現在は対象者自体が減少したことや効率性を考慮し、1～2か所あるいは巡回して事業を行う場合が多い。今後の保健センターは「地域包括ケア」の地域拠点としての機能がさらに増大すると考える。住民が集う場・情報が交流する場・情報を発信する場など、住民の生活を日常的に支える場として、保健事業以外の利活用が望まれると考える。

生涯にわたる健康づくりの拠点
健康づくりに関する市民に身近な窓口として、市民のライフステージごとにさまざまな事業を展開し、保健師や栄養士等の専門性を発揮し、業務の効率性を高めながら健康寿命の延伸を図る。
妊娠期から高齢期まで、市民が安心して健康で暮らせるために、健診や健康相談等を行うとともに、地域の健康課題からさまざまな健康施策を発信し、市民や関係団体と連携して健康増進を推進する。
出生から死亡まで、住民の一生をトータルサポートする機能を果たすべきである。母子保健、子育て支援、学校教育、成人保健、福祉、介護の各部門がスムーズに連携できる体制が望ましい。
本市における健康づくりの課題を明らかにし、生活習慣および社会環境の改善を図るとともに、食育にも重点を置き、妊娠期から高齢期に至るまで生涯を通じた健康づくりを推進していくべきである。

保健・医療・介護・福祉の連携強化
高齢者に対する地域包括ケアのみならず、母子保健、障害者福祉を巻き込んだうえでの調整機能の役割を有する保健センターであることが好ましい。
近年、全世代型の地域ケアシステムの構築が求められているなか、「保健・医療・介護・福祉」が一体となり、すべての町民がこの分野のサービスを「一体的・総合的・継続的」に受けられるよう、分野を超えて多職種が連携して効果的なサービスが提供できる複合型施設となっていくことが望ましい。
子育て世代包括支援センター等、ワンストップで切れ目ない保健サービス、支援の提供。地域の保健特性や健康課題の明確化のための分析機能の強化。生活習慣病予防のための情報発信と健診・保健指導の充実。健康危機管理体制の構築（災害対応）。自殺対策。地域や医療・介護・福祉との連携を強化し、健康課題の共有を図り、一体的に地域の健康づくりを推進していく。
高齢者に対する地域包括ケアのみならず、母子保健、障害者福祉を巻き込んだうえでの調整機能の役割を有する保健センターであることが好ましい。
市民の健康増進を考えるうえで、福祉的な分野も切り離すことはできないと思われる。これからは、福祉や介護分野の役割や機能も果たすべきである。
地域住民の健康を維持するための身近な施設として、健康相談、保健指導、母子健康診査など、地域保健に関する事業を行っていく。保健医療的ニーズと福祉的ニーズを統合してとらえ、関係機関と連携しながら一体的なサービスが提供できるようシステムづくりに努める。当面続く急速なサービス需要増に対応しつつ、サービスの質を維持・向上していく。

計画策定・実施・評価を一体的に実施
母子保健から成人・高齢者・精神・難病等、すべての健康に関する相談事業を基に、町の総合健康課題について分析し、解決のための計画を策定し、事業実施・評価・見直しというPDCAサイクルを実施する。また、住民パワーを最大限に生かした地域住民の健康推進を行う役割があると考ええる。
妊産婦・乳幼児から高齢者まですべてのライフステージにわたる住民の健康課題を見だし、課題に対応すべく政策を立案し、実施していく機能を有するべきと考ええる。特に、地域の特性を生かしつつ、住民のニーズを踏まえたうえで行政サービスの充実だけでなく、住民や学校・企業等の幅広い主体と連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進する役割を果たすべきであると考ええる。
市民の健康づくりに関する保健分野の施策について、他部内と調整を図りながら計画策定から実施・評価まで一元的に担う。
現状の役割は、市民に対しての健康相談、保健指導、各種健診、その他の地域保健に関する必要な事業である。今後は、地域における福祉の保健ニーズの把握・分析および地域の特性を踏まえ、総合的に市民の健康づくりの企画・立案を行う必要があると考ええる。

相談支援事業の充実
子どもから就学、就労、高齢者に至るまで幅広い相談に対応するために、保健センター機能だけでなく、子ども子育て支援や発達支援、学童・学生支援、障害者支援、就労支援など、総合相談窓口の設置などきめ細やかな支援体制を構築する。
保健衛生に関する住民の総合相談窓口的な役割。住民・地域の健康課題を見極め、それを解決するための計画を立て、住民性・地域性に応じた事業を実施していく。
地域住民に対する身近な保健福祉サービスの総合的な相談・申請窓口としての役割を果たしているが、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、関係部署や地域住民、関係者、関係機関の連携・協働により、さらにその機能を強化していく必要がある。
母子保健にしても成人保健にしても、個別支援の重要性が叫ばれている今だからこそ、住民にとって相談等に対応できる身近な場としての役割を果たすべきであるとする。

事業実施の場所
平成32年度に本庁舎が高台移転の予定で、保健センター機能は廃止となる見込み。保健センターは「事業の実施場所」として、住民の利便性を考えて残る見込み。
市の合併により、9か所の保健センター・類似施設がある。本庁の会議室や保健センターを利用して事業を行っているが、ほとんど活用されていないところや老朽化しているところもあるため、保健センターの存続も含めて検討する時期にきている。
新庁舎建設が予定されており、庁舎内に行政的機能が置かれ、保健センターは事業実施場所のみの役割となる。事業実施の効率を考えると、センターがすべての機能を担うことがよいとも考えるが、庁舎内に行政的機能が置かれることは組織上、他課との連携や住民の利便性のメリットも大きいと思われる。

災害時の拠点機能の充実
既存の役割・機能に加え、災害発生時の自主避難および福祉避難所としての役割・機能が求められている。
単独で保健部門のみが行う事業はほとんどなく、町民の利便性や連携の取りやすい効率性を考えると、保健部内だけが保健センターに常駐することは難しいと思う。今後は事業活用の拠点が庁舎に移せないかぎり、現在のような使用方法が有効だと思う。また、災害時には福祉避難所としての活用が予定されているため、平時から備蓄等の準備が必要だと思う。

住民主体の活動や交流の拠点
健康の拠点として、住民が気軽に集い健康づくりについてサークル活動を行ったり、情報を閲覧できたりする場になるとよい。
住民が保健事業サービスを受ける場所としてだけでなく、住民が主体的に健康づくりを行うために、人と人、個人と組織がつながることができるようサポートする。
健康づくりの事業だけでなく、住民主体の団体の活動拠点や住民のプラットフォームや、常時情報発信ができる場となることが、今後の少子高齢化に対応していくために必要であると思う。
最近は定期的な利用がなくなっているが、住民どうしによる健康づくりや子育てサークルなど、コミュニティづくりに役立てられるとよい。

第3章 市町村保健センター（類似施設・ その他保健拠点含む）調査結果

市町村保健センター（類似施設・その他保健拠点含む）調査

1 施設の種別（F 3）

発送件数2,844件（そのうち廃止等は64施設）のうち、回答のあった2,235施設（新規22施設を含む）の種別をみると、「市町村保健センター」が2,005施設で89.7%を占め、「類似施設」が230施設で10.3%となっている。

類似施設の内訳をみると、「老人福祉センター」が47か所で2.1%、「地域福祉センター」が28か所で1.3%、「健康増進センター」が28か所で1.3%などとなっている。

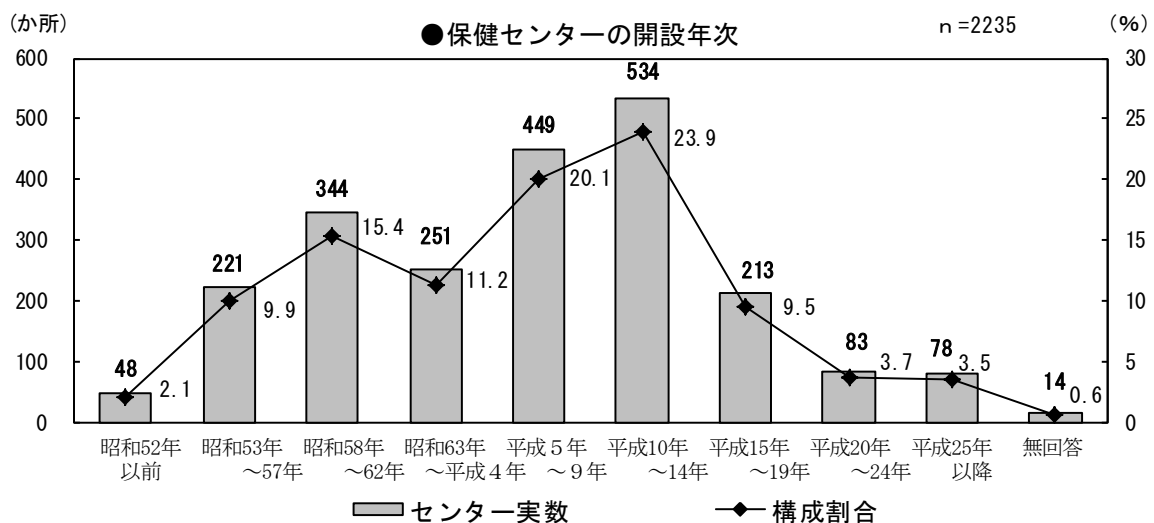
●施設の種別

件数	市町村保健センター	類似施設						
		母子健康センター	農村検診センター	国保健康管理センター	老人福祉センター	地域福祉センター	健康増進センター	その他
2,235 100.0	2,005 89.7	17 0.8	2 0.1	19 0.9	47 2.1	28 1.3	28 1.3	89 4.0

上段：実数
下段：%

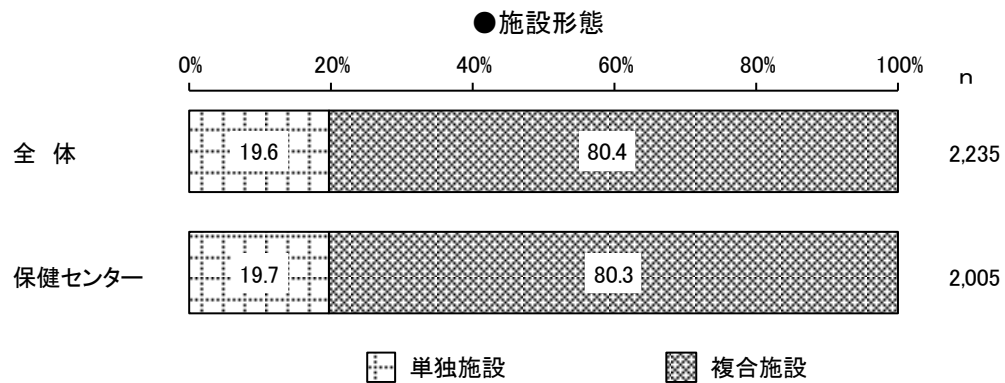
2 保健センターの開設年次（F 2）

回答のあった保健センターの開設年次を5年ごとでみると、平成14年以前に開設した施設数は1,847施設で82.6%を占めている。開設施設数が減少し始めた「平成15年～19年」は9.5%（213施設）、「平成20年～24年」は3.7%（83施設）、「平成25年以降」は3.5%（78施設）となっている。



3 施設形態（F 4）

施設形態についてみると、保健センターでは、「単独施設」が394施設で19.7%、「複合施設」が1,611施設で80.3%となっている。



（注）「全体」は、「保健センター」と「類似施設」の合計。以下、同じ。

4 複合相手先の内訳（F 8）

保健センターにおいて、複合相手の内訳を大きく分類すると、「福祉関係」が72.4%（1,166施設）で最も高く、次いで「その他」が56.2%（906施設）、「医療関係」が26.5%（427施設）となっている。（複数回答）

●複合相手先の分類

	件数	福祉関係	医療関係	その他	無回答
上段：実数 下段：%					
全体	1,796 100.0	1,297 72.2	473 26.3	1,008 56.1	5 0.3
保健センター	1,611 100.0	1,166 72.4	427 26.5	906 56.2	3 0.2

1) 福祉関係の複合相手

保健センターにおける福祉関係の複合相手は、「社会福祉協議会」が50.3%（587施設）で最も高く、次いで「地域包括支援センター」（42.0%、490施設）、「デイサービスセンター」（27.1%、316施設）となっている。（複数回答）

●福祉関係の複合相手

	件数	社会福祉協議会	地域包括支援センター	デイサービスセンター	子育て支援センター・ファミリーサポートセンター	老人福祉センター	ボランティアセンター	在宅介護支援センター	障害児通園施設等	小規模作業所等	保育園・保育所	その他
上段：実数 下段：%												
全体	1,297 100.0	663 51.1	553 42.6	361 27.8	234 18.0	175 13.5	147 11.3	92 7.1	67 5.2	66 5.1	20 1.5	373 28.8
保健センター	1,166 100.0	587 50.3	490 42.0	316 27.1	214 18.4	161 13.8	128 11.0	81 6.9	60 5.1	58 5.0	18 1.5	346 29.7

2) 医療関係の複合相手

保健センターにおける医療関係の複合相手は、「休日・夜間診療所」（29.5%、126施設）が最も高く、次いで「診療所」（29.3%、125施設）、「訪問看護ステーション・センター」（23.2%、99施設）、「医師会・歯科医師会」（22.5%、96施設）と続いている。（複数回答）

●医療関係の複合相手

	件数	診療所	休日・夜間診療所	訪問看護ステーション・センター	医師会・歯科医師会	健診センター	歯科診療所	薬剤師会	病院	看護協会	その他
上段：実数 下段：%											
全体	473 100.0	137 29.0	135 28.5	110 23.3	102 21.6	70 14.8	59 12.5	39 8.2	32 6.8	3 0.6	29 6.1
保健センター	427 100.0	125 29.3	126 29.5	99 23.2	96 22.5	63 14.8	52 12.2	36 8.4	25 5.9	3 0.7	26 6.1

3) その他の複合相手

保健センターにおけるその他の複合相手は、「役場（所）」が47.1%（427施設）で最も高く、次いで「その他」が42.9%（389施設）となっている。（複数回答）

●その他の複合相手

上段：実数 下段：%	件数	役場（所）	公民館	図書館	コミュニティセンターや集会所	温泉施設（温泉のみ）	児童館	フィットネスセンター	プール（温水含む）	等シヨツピングセンター	その他
全体	1,008	462	136	122	101	94	64	63	53	17	426
	100.0	45.8	13.5	12.1	10.0	9.3	6.3	6.3	5.3	1.7	42.3
保健センター	906	427	119	104	81	75	61	50	40	15	389
	100.0	47.1	13.1	11.5	8.9	8.3	6.7	5.5	4.4	1.7	42.9

5 施設の床面積（F5）

保健センターの入っている建物全体の床面積は平均で3,123.0㎡となっている。また、建物全体に占める保健センター部分の面積は平均で1,085.9㎡となっており、割合にすると34.8%となっている。

●平均床面積と面積割合

	建物全体（㎡）	保健センター部分の面積（㎡）	面積割合（%）
全 体	3,100.2	1,076.8	34.7
保健センター	3,123.0	1,085.9	34.8

6 常勤職員の職種（F 6）

保健センターに常勤する職員は全体で25,137人おり、そのうち「保健師」が45.9%（11,547人）で最も高く、次いで「事務職」（29.0%、7,300人）、「栄養士」（7.1%、1,781人）などとなっている。

●常勤職員実数と構成割合

全体

常勤職員職種	職員実数（人）	（%）
全体	27,213	100.0
保健師	12,219	44.9
事務職	7,924	29.1
栄養士	1,905	7.0
うち管理栄養士	1,658	6.1
看護師	920	3.4
歯科衛生士	422	1.6
助産師	182	0.7
医師	133	0.5
放射線技師	76	0.3
理学療法士	64	0.2
作業療法士	34	0.1
歯科医師	15	0.1
その他の保健・福祉・医療職等	2,313	8.5
その他の職員	1,006	3.7

保健センター

常勤職員職種	職員実数（人）	（%）
全体	25,137	100.0
保健師	11,547	45.9
事務職	7,300	29.0
栄養士	1,781	7.1
（うち管理栄養士：再掲）	1,553	6.2
看護師	833	3.3
歯科衛生士	406	1.6
医師	172	0.7
助産師	121	0.5
放射線技師	65	0.3
理学療法士	63	0.3
作業療法士	28	0.1
歯科医師	15	0.1
その他の保健・福祉・医療職等	1,984	7.9
その他の職員	822	3.3

常駐職員がいない保健センターは28.9%となっており、平成28年度調査（25.8%）と比較すると、3.1ポイント増加している。

また、保健センターの常駐職員ありの割合の推移をみると、平成22年から71%～75%の間で増減を繰り返している。平成29年は71.1%で過去8年間の中で最も低くなっている。

●常駐職員の有無（平成28年度調査との比較）

平成29年度

	件数	常駐職員なし	常駐職員あり
上段：実数 下段：%			
全体	2,235 100.0	660 29.5	1,575 70.5
保健センター	2,005 100.0	579 28.9	1,426 71.1

平成28年度

	件数	常駐職員なし	常駐職員あり
上段：実数 下段：%			
全体	2,144 100.0	562 26.2	1,582 73.8
保健センター	1,929 100.0	498 25.8	1,431 74.2

●常駐職員ありの割合の推移（平成22年～平成29年）

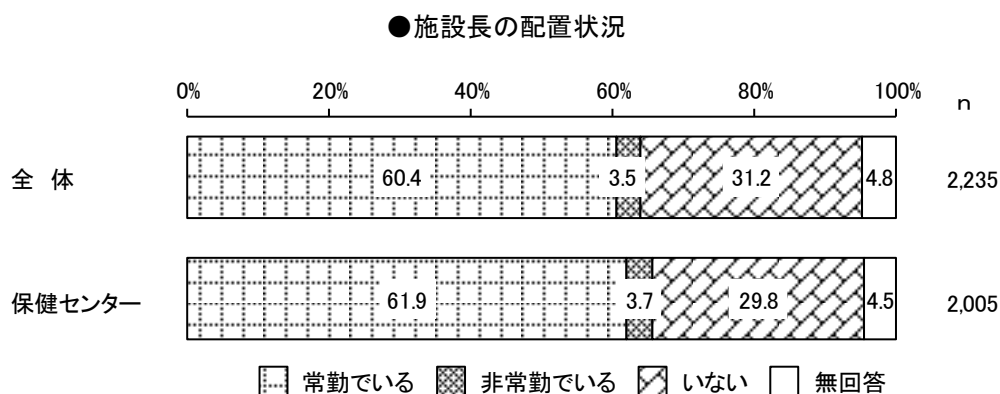
(%)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
常駐職員あり	71.6	72.1	73.9	72.6	73.1	72.0	74.2	71.1

7 施設長（F 7）

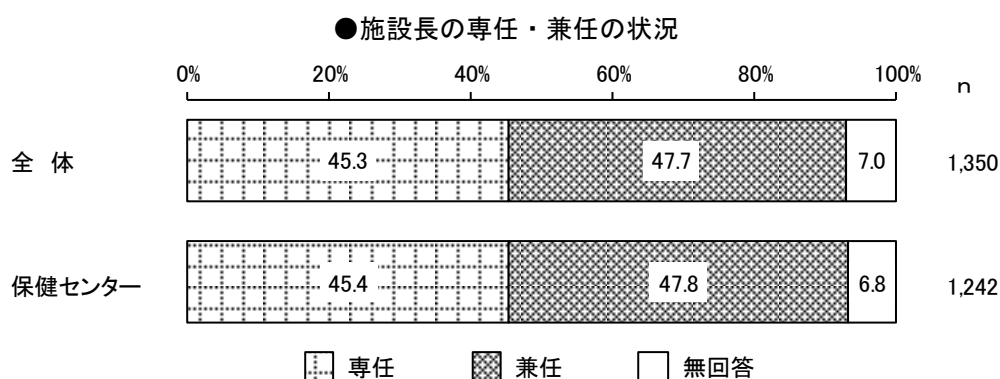
1）施設長配置の有無と任用形態

施設長の配置状況をみると、常勤の施設長が配置されている保健センターは1,242施設で、全体の61.9%を占めている。これに非常勤の施設長が配置されている74施設と合わせると、1,316施設、65.6%となる。



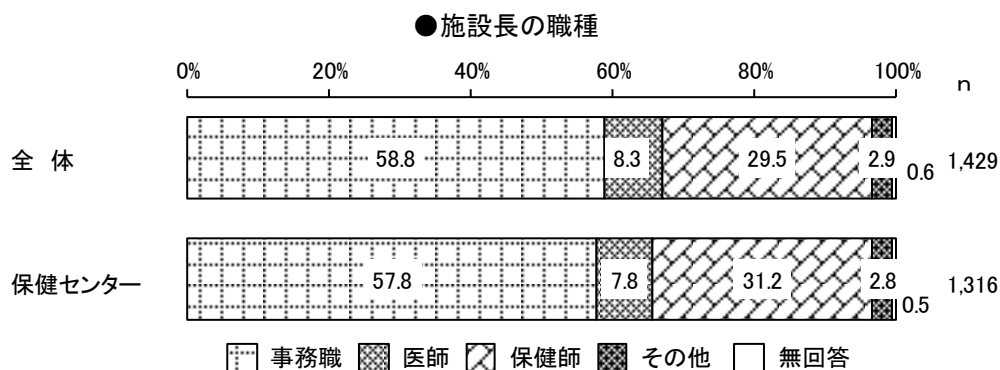
2）施設長の専任・兼任の状況

常勤・非常勤にかかわらず施設長を配置している保健センター1,158施設のうち、専任の施設長が配置されているのは564施設で45.4%、兼任の施設長が配置されているのは594施設で47.8%となっている。



3）施設長の職種

施設長の職種をみると、施設長を配置している保健センター1,316施設のうち、「事務職」と回答したのは760施設で57.8%を占めている。次いで「保健師」が410施設で31.2%となっている。



4) 施設長の職制

保健センターの施設長の職制は、「課長職相当」が63.2%（832施設）で最も高くなっている。これに「部長・次長職相当」「課長補佐職相当」を合わせた管理職は89.0%（1,171施設）を占めている。

●施設長の職制

	件数	部長・次長職相当	課長職相当	課長補佐職相当	係長職相当	その他	無回答
上段：実数 下段：%							
全体	1,429 100.0	207 14.5	880 61.6	175 12.2	93 6.5	59 4.1	15 1.0
保健センター	1,316 100.0	184 14.0	832 63.2	155 11.8	89 6.8	44 3.3	12 0.9

施設の種類（問１）別でみると、施設長が「いる」は、「保健センター」が65.9%、「類似施設」が57.6%、「その他の保健拠点」が43.4%となっている。

●施設の種類（問１）別施設

	件数	いる	いない	無回答
上段：実数 下段：％				
全体	2,235 100.0	1,429 63.9	698 31.2	108 4.8
保健センター	1,905 100.0	1,255 65.9	565 29.7	85 4.5
類似施設	217 100.0	125 57.6	76 35.0	16 7.4
その他の保健拠点	113 100.0	49 43.4	57 50.4	7 6.2

施設の種類（問１）別でみると、施設長の職種は、いずれの属性においても「事務職」の割合が最も高くなっている。

●施設の種類（問１）別施設長の職種

	件数	事務職	医師	保健師	その他	無回答
上段：実数 下段：％						
全体	1,429 100.0	840 58.8	118 8.3	422 29.5	41 2.9	8 0.6
保健センター	1,255 100.0	718 57.2	102 8.1	393 31.3	36 2.9	6 0.5
類似施設	125 100.0	89 71.2	11 8.8	18 14.4	5 4.0	2 1.6
その他の保健拠点	49 100.0	33 67.3	5 10.2	11 22.4	－ －	－ －

施設の種類（問１）別でみると、施設長の職制は、いずれの項目でも「課長職相当」の割合が最も高く、「保健センター」が63.3%、「類似施設」は52.8%、「その他の保健拠点」が38.8%となっている。

●施設の種類（問１）別施設長の職制

	件数	部長・次長職相当	課長職相当	課長補佐職相当	係長職相当	その他
上段：実数 下段：％						
全体	1,429 100.0	207 14.5	880 61.6	175 12.2	93 6.5	59 4.1
保健センター	1,255 100.0	176 14.0	795 63.3	149 11.9	83 6.6	41 3.3
類似施設	125 100.0	25 20.0	66 52.8	14 11.2	4 3.2	13 10.4
その他の保健拠点	49 100.0	6 12.2	19 38.8	12 24.5	6 12.2	5 10.2

施設の種類(問1)別でみると、複合相手先が福祉関係の施設であるのは、「保健センター」が71.2%、「類似施設」が83.2%、「その他の保健拠点」が70.6%となっている。

医療関係の施設であるのは、「保健センター」が26.5%、「類似施設」が29.3%、「その他の保健拠点」が19.6%となっている。

その他の施設であるのは、「保健センター」が55.0%、「類似施設」が60.3%、「その他の保健拠点」が67.6%となっている。

●施設の種別福祉関係の複合相手

上段：実数 下段：%	件数	あり	なし
全体	1,791 100.0	1,297 72.4	494 27.6
保健センター	1,505 100.0	1,072 71.2	433 28.8
類似施設	184 100.0	153 83.2	31 16.8
その他の保健拠点	102 100.0	72 70.6	30 29.4

●施設の種別医療関係の複合相手

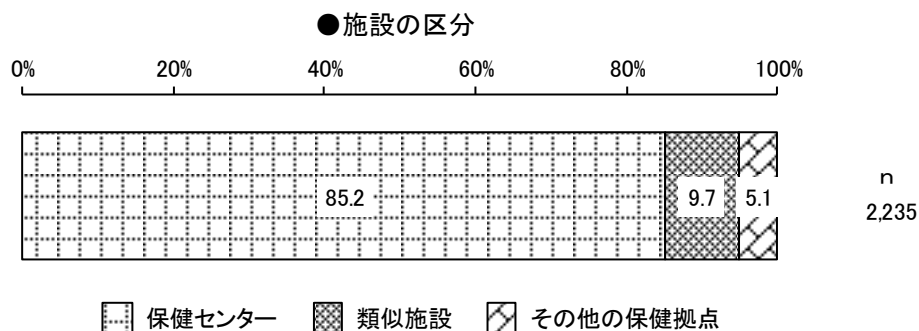
上段：実数 下段：%	件数	あり	なし
全体	1,791 100.0	473 26.4	1,318 73.6
保健センター	1,505 100.0	399 26.5	1,106 73.5
類似施設	184 100.0	54 29.3	130 70.7
その他の保健拠点	102 100.0	20 19.6	82 80.4

●施設の種別その他の複合相手

上段：実数 下段：%	件数	あり	なし
全体	1,791 100.0	1,008 56.3	783 43.7
保健センター	1,505 100.0	828 55.0	677 45.0
類似施設	184 100.0	111 60.3	73 39.7
その他の保健拠点	102 100.0	69 67.6	33 32.4

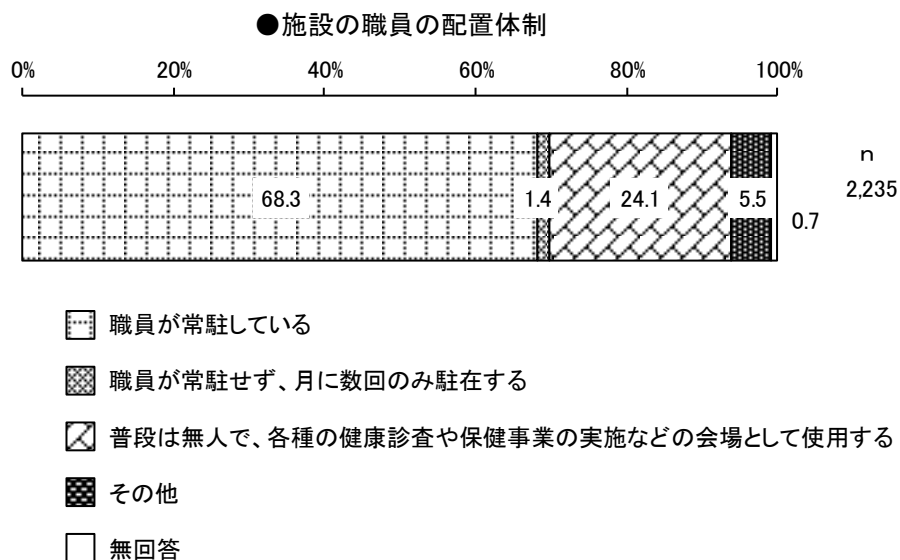
8 施設の区分（問１）

施設の区分は、「保健センター」が85.2%で最も高くなっている。「類似施設」は9.7%、「その他の保健拠点」は5.1%となっている。



9 施設の職員の配置体制（問２）

施設の職員の配置体制は「職員が常駐している」が68.3%で最も高く、次いで「普段は無人で、各種の健康診査や保健事業の実施などの会場として使用する」が24.1%、「職員が常駐せず、月に数回のみ駐在する」が1.4%となっている。



10 施設の非常勤職員（保健部署のみ）の職員数（問3）

施設の常駐職員以外の「非常勤職員」（保健部署のみ）の職員数（実人数）についてみると、事務職は「0人」が74.1%で最も高く、次いで「1～4人」が19.8%となっている。平均値は1.0人となっている。保健師は「0人」が72.2%で最も高く、次いで「1～2人」が17.3%となっている。平均値は0.8人となっている。管理栄養士・栄養士は「0人」が81.4%で最も高く、次いで「1～2人」が11.9%となっている。平均値は0.5人となっている。

上記以外の非常勤職員を自由記述で記入してもらったところ、いずれの職種についても「1人」の割合が高くなっている。平均値は、助産師が2.3人、看護師が4.1人、歯科衛生士が4.7人、その他の保健・福祉・医療職等が4.7人などとなっている。

●施設の非常勤職員（保健部署のみ）の職員数

	件数	0人	1 ～ 4人	5 ～ 8人	9 ～ 12人	13 ～ 16人	17 ～ 20人	21人以上	平均値（人）	標準偏差
(%)										
事務職	1,781	74.1	19.8	3.3	1.1	1.0	0.7	0.2	1.0	2.7

	件数	0人	1 ～ 2人	3 ～ 4人	5 ～ 6人	7 ～ 8人	9人以上	（人）平均値	標準偏差
(%)									
保健師	1,784	72.2	17.3	5.1	2.4	1.5	1.5	0.8	1.9
管理栄養士・栄養士	1,695	81.4	11.9	3.4	1.9	0.7	0.6	0.5	1.5

	件数	1人	2人	3人	4人	5人以上	（人）平均値	標準偏差
(%)								
医師	15	46.7	6.7	20.0	20.0	6.7	2.5	1.9
歯科医師	6	83.3	-	-	-	16.7	6.2	11.6
助産師	132	70.5	17.4	9.1	1.5	1.5	2.3	1.9
看護師	296	51.4	19.3	11.1	8.4	9.8	4.1	4.6
理学療法士	1	100.0	-	-	-	-	1.0	0.0
歯科衛生士	164	29.9	11.6	12.2	5.5	40.9	4.7	4.2
放射線技師	2	100.0	-	-	-	-	1.0	0.0

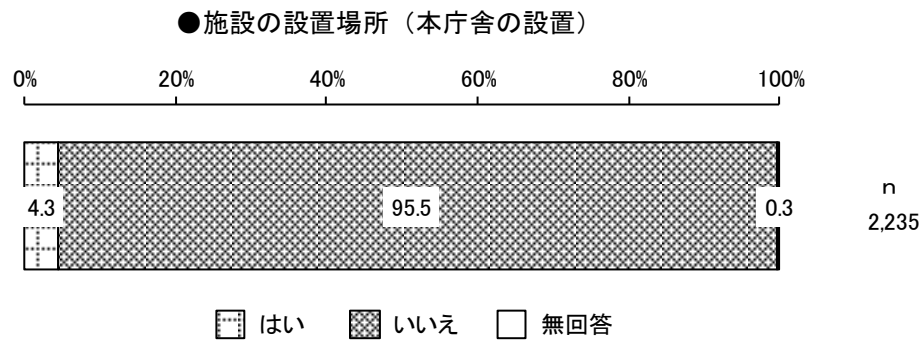
	件数	1人	2人	3人	4人	5人	5人以上	（人）平均値	標準偏差
(%)									
その他の保健・福祉・医療職等	162	51.2	18.5	8.0	9.3	2.5	10.5	4.7	6.6

0

	件数	1人	2人	3人	4人	5人以上	（人）平均値	標準偏差
(%)								
その他の職員（内訳不明を含む）	61	44.3	11.5	4.9	1.6	37.7	5.4	6.1

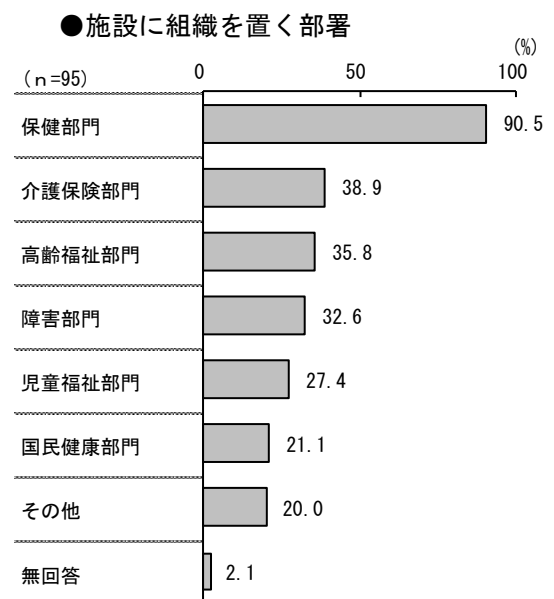
11 施設の設置場所（本庁舎の設置）（問４、問４－１）

施設が市区町村本庁舎内にあるかどうかをたずねたところ、「はい」は4.3%、「いいえ」は95.5%となっている。（問４）



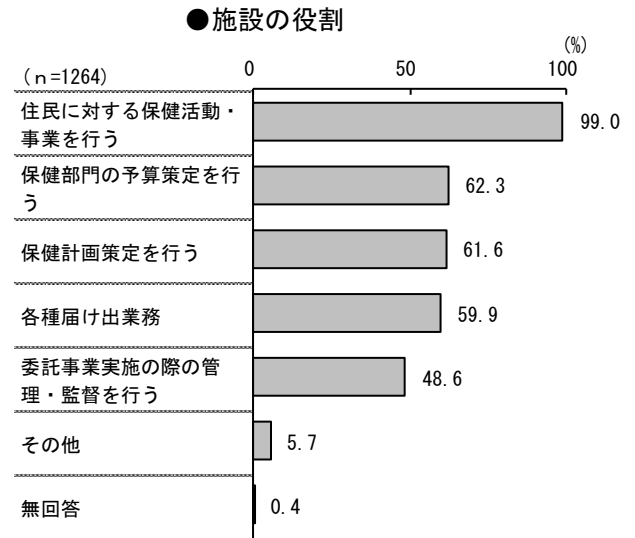
※本庁舎とは別棟で隣接している場合は、「いいえ」

施設に組織を置く部署の部門は、「保健部門」が90.5%で最も高く、次いで「介護保険部門」が38.9%、「高齢福祉部門」が35.8%、「障害部門」が32.6%となっている。（問４－１）（複数回答）



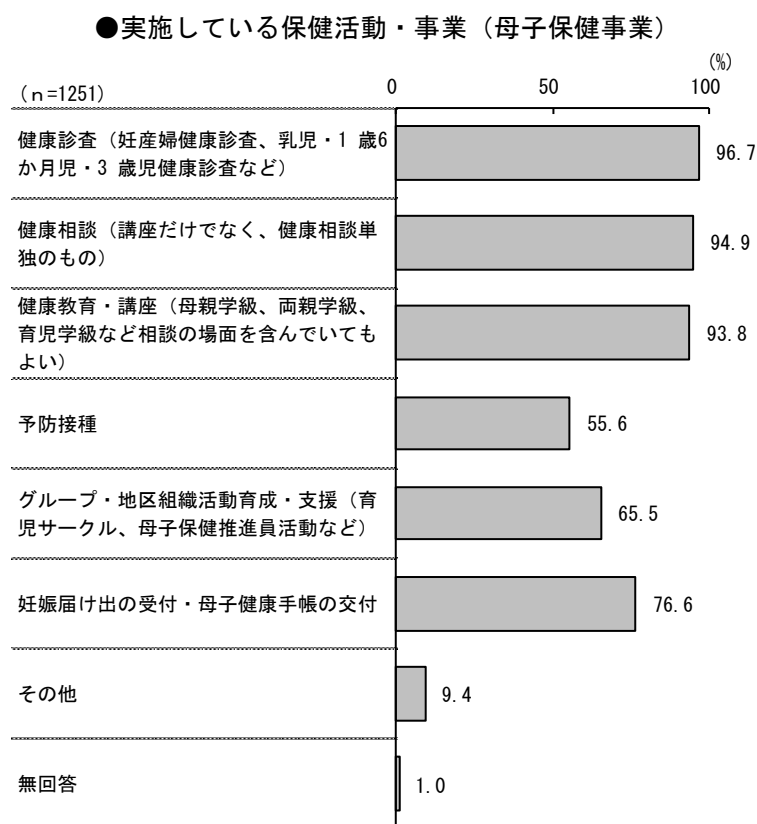
12 施設の役割（問5）

施設の役割は、「住民に対する保健活動・事業を行う」が99.0%を占めている。また、「保健部門の予算策定を行う」は62.3%、「保健計画策定を行う」は61.6%、「各種届け出業務」は59.9%となっている。（複数回答）



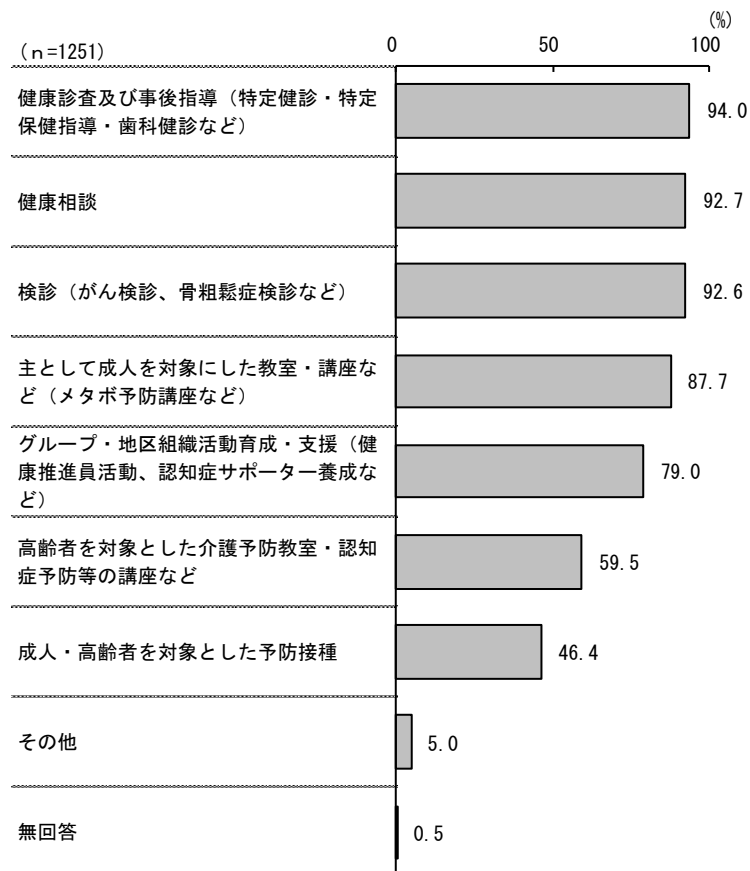
13 実施している保健活動・事業（問6）

住民に対する保健活動・事業を行っている施設に対して、実施している内容を分野ごとにたずねた。母子保健事業では、「健康診査（妊産婦健康診査、乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査など）」（96.7%）、「健康相談（講座だけでなく、健康相談単独のもの）」（94.9%）、「健康教育・講座（母親学級、両親学級、育児学級など相談の場面を含んでいてもよい）」（93.8%）が9割以上となっている。「妊娠届け出の受付・母子健康手帳の交付」は76.6%、「グループ・地区組織活動育成・支援（育児サークル、母子保健推進員活動など）」は65.5%、「予防接種」は55.6%となっている。（問6－1）（複数回答）

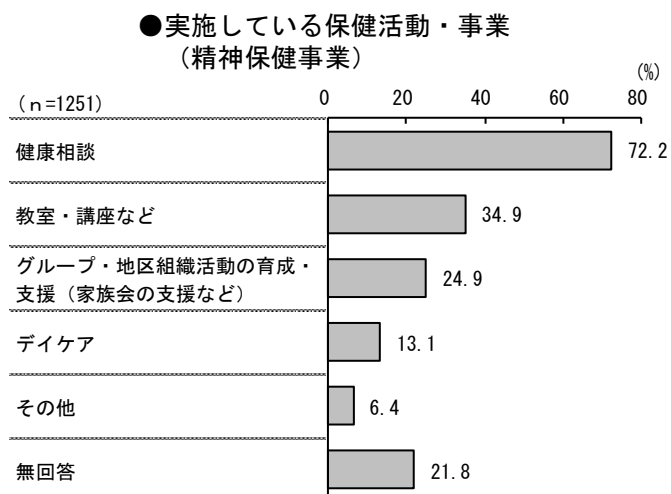


成人・高齢者保健事業では、「健康診査及び事後指導（特定健診・特定保健指導・歯科健診など）」（94.0%）、「健康相談」（92.7%）、「検診（がん検診、骨粗鬆症検診など）」（92.6%）が9割以上となっている。「主として成人を対象にした教室・講座など（メタボ予防講座など）」は87.7%、「グループ・地区組織活動育成・支援（健康推進員活動、認知症サポーター養成など）」は79.0%となっている。（問6－2）（複数回答）

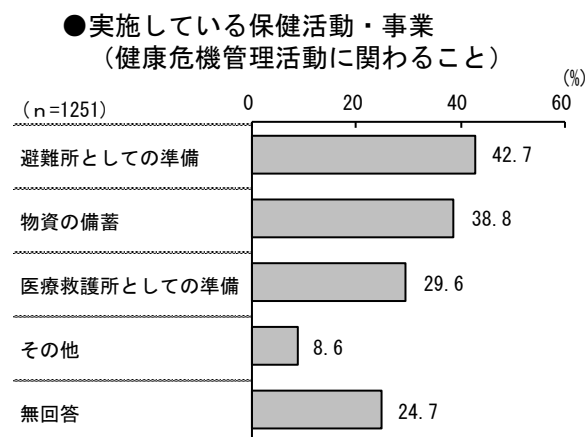
●実施している保健活動・事業（成人・高齢者保健事業）



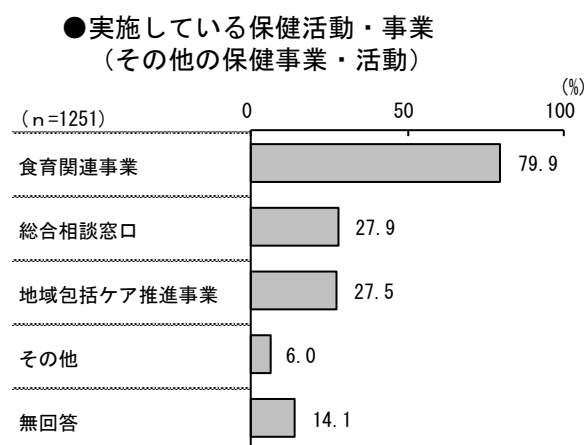
精神保健事業では、「健康相談」が72.2%で最も高く、次いで「教室・講座など」が34.9%、「グループ・地区組織活動の育成・支援（家族会の支援など）」が24.9%、「デイケア」が13.1%となっている。（問6－3）（複数回答）



健康危機管理活動に関わることは、「避難所としての準備」が42.7%、「物資の備蓄」が38.8%、「医療救護所としての準備」が29.6%となっている。（問6－4）（複数回答）



その他の保健事業・活動は、「食育関連事業」が79.9%、「総合相談窓口」が27.9%、「地域包括ケア推進事業」が27.5%となっている。（問6－5）（複数回答）



第4章 考察

1 自治体における市町村保健センターの位置づけ

社会福祉法人至誠学舎立川 至誠児童福祉研究所 島田美喜

1. 市町村保健センターの多くは条例に定められている

市町村保健センター（以下、保健センター）が、各自治体の法令上でどのように位置づけられているかを条例の有無で見たところ、74%の自治体が保健センター条例を制定していた。都道府県ごとの制定状況は、最高93.8%、最低61.1%と差が見られた。

条例のある自治体で、「職員」あるいは「業務」、「事業」の規定のあるところは79.2%ある。そのうち「職員」の規定があると回答したところは7.6%にとどまっているが、保健センター健康増進部門の常勤保健師の配置が8割程度であることから、条例には規定されていないが、多くの保健センターでは職員が配置されていると考える。実際の条例をいくつか見てみると、複数個所の保健センターを1つの条例で定めているところでは、職員については記載が難しいことや、職種などに流動性を持たせるためなどの理由が推測される。

2. 「保健関係の計画～予算～事業実施までを行う組織」と「建物」としての保健センターが混在

保健センターの機能としての位置づけは、「保健関係の各種計画、予算、活動計画の策定から保健活動・事業の実施までを行う組織」が最も多く、次いで「住民に対して、健康相談や保健指導、健診等の保健活動・事業の実施場所（建物）」の順に多い。

条例の有無との関連を見ると、条例で保健センターが定められていると、「計画～予算～事業実施」まで行っている傾向があり、行政機能は本庁舎内には「ない」傾向がある。さらに保健センターが複数ある場合は、1か所が「計画～予算～事業実施」まで実施し、そのほかの保健センターは「建物」扱いが多い。

また、行政機能が本庁舎にある場合には、保健センターは「建物」の位置づけで、本庁舎にない場合には「計画～予算～事業実施」まで行っている。

いずれにしても、「〇〇保健センター」という名称であっても、保健部門の基幹的役割を果たしているものから、活動・事業の実施場所としての「建物」としての位置づけまで、組織・機能は異なり、地域保健法第18条の「住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他、地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設」と一括りにはできない状況であることが明らかになった。

3. 行政機能が本庁舎にある場合には、事業実施場所は保健センターが最も多い

保健衛生に関わる各種計画、予算、活動計画の策定、企画など（いわゆる行政機能）を本庁舎内に持っている自治体は4割程度で、その場合の事業実施場所は保健センターが最も多いが、県によっては本庁舎内の会議室を使用している率が高いところも見受けられた。そのほかの事業実施場所として、社会教育施設や医療機関、保健福祉複合施設など、住民の利便性などを考えて実施場所を選定していると推測される。

2 市町村保健センター調査から見る施設の役割、実施事業と活動の状況について

埼玉県上尾市健康福祉部健康増進課 持田ゆりえ

1. 本庁舎内にある保健センターはごく少数

保健センターを本庁舎内に設置している市区町村は少なく、94施設の4.3%であった。94施設におかれている部門は、「保健部門」が86施設、続いて「介護保険部門」の37施設である。大半の保健センターは本庁舎とは別に設置されている。

2. 保健センターの役割は「住民に対する保健活動・事業を行う」が多数

回答が得られた2,235施設中、「住民に対する保健活動・事業を行う」と回答したのは2,143施設の95.9%であり、保健活動・事業を行っていない施設が92か所あった。行っていない施設の割合は、「類似施設」「その他の保健拠点」において高くなる傾向があり、事業の委託あるいは他施設に出向き、事業を行っているとは推察される。

「保健部門の予算策定・保健計画策定」については、施設全体で4割弱と低い。市区町村単位で集計した1,264施設で見ると6割強となっており、複数施設を持っている市町村では、基幹となる施設において予算・計画の策定を行っているものと考えられる。4割弱の市町村においては、予算・計画の策定は保健センター以外で行われていることになる。

「各種届出業務」については、施設全体の5割弱で行われている。職員が常駐する施設でその割合が高くなっている状況である。

3. 行われている母子保健事業では「健康相談」が最多

「住民に対する保健活動・事業を行う」2,143施設における母子保健事業実施状況を見ると、施設ごとの比較ではどの事業においても「保健センター」での実施割合が高くなっている。事業の中では、「健康相談」の実施数・率が1,845施設、86.1%と最も高くなっている。「健康診査」は81.9%、「予防接種」は38.5%の実施率であり、医療機関へ委託している市町村が多くあるためと考えられる。「母子健康手帳の交付」の実施率については63.9%であるが、職員が常駐する施設で見ると86.3%と高くなっている。妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するためには、保健センター以外で母子健康手帳を交付する場合でも、助産師・保健師等の職種が妊婦に面接できる体制を整備し、必要な支援を継続して行うことが求められる。「グループ・地区組織活動育成・支援」の実施率については58.3%にとどまっている。保健師に求められる活動の一つであり、さらに多くの施設で推進されることが望まれる。

4. 行われている成人・高齢者保健事業では「健康診査及び事後指導」が最多

同様に2,143施設における成人・高齢者保健事業実施状況を見ると、施設ごとの比較では「保健センター」において実施率が高い事業が多いが、「高齢者を対象とした介護予防教室・認知症予防等の講座」の実施率は「類似施設」で最も高くなっている。「類似施設」は高齢者が来所しやすい、高齢者対象の事業を行いやすい等の理由があると考えられる。事業の中では「健康診査及び事後指導」実施率が86.2%で最も高く、「健康相談」が85.3%と続いている。「グループ・地区組織活動育成・支援」実施率については70.5%となっており、母子保健事業におけるものと比較して高くなっている。

5. 精神保健事業の実施状況は全体的に低い

精神保健事業の実施状況においては、母子保健事業および成人・高齢者保健事業の実施状況と比較して全体的に低く、無回答の割合が32.1%と高い。さらに「類似施設」「その他の保健拠点」になると無回答の割合が4割を超えている。事業ごとに見ても、「健康相談」62.1%を除くと、3割を割る実施率となっている。

6. 健康危機管理活動に関しては、回答なしの割合が37.1%

健康危機管理活動に関しては、「避難所としての準備」「物資の備蓄」「医療救護所としての準備」の順で回答が得られているが、20～30%台と低い状況である。無回答の割合も37.1%と高くなっている。各自治体の地域防災計画の取り組みに合わせ、必要な準備を進める必要があるが、平成28年度の本調査において考察したとおり、保健センターが複数の機能を担うことで、混乱の度合い大きくなることも想定されるため、役割の検討は慎重に行うことが必要である。

7. その他の保健事業・活動では、食育関連事業の実施率が高い

その他の保健事業・活動においては、食育関連事業で7割弱と高い回答になっているが、ほかは低い状況である。「地域包括ケア推進事業」および「総合相談窓口」については、他の部門と調整し、横断的な取り組みとして進めていく必要があり、今後の整備が期待される。

3 市町村保健センターと類似施設について

九州大学大学院医学研究院 鳩野洋子

1. 平成29年度調査から見る市町村保健センターと類似施設の状況

市町村保健センター（以下、保健センター）と類似施設の状況を、数や複合施設、職員の状況など、外部から捉えやすい項目から見ることにする。「設立された年度」は、昭和53年以前に関しては類似施設のほうが設置された数、それぞれの施設に占める割合は高い状況が見られる。旧厚生省が市町村保健センターの推進を始めたのは昭和53年度からであり、その状況が反映されていると考えられるが、大きな違いが見られるわけではない。

平均の「延床面積」から見ると、大きさとしては保健センターのほうが10倍程度大きく、また、平均の「常駐職員の数」や「職員の種別」は保健センターのほうが多い。また、「常駐職員がいる」割合、「施設長が常勤でいる」割合は保健センターが高いが、「施設長が常勤でいる場合の専任の有無」は双方45%程度となっている。

この状況から考えると、平均的な状況を見れば、保健センターのほうが構造上の大きさや人員を有してはいるものの、施設運営に関しては明確な違いがあるわけではないことが推測される。

2. 経年変化から見た市町村保健センターと類似施設の状況

保健センターと類似施設の数や施設形態、複合先について、既存の資料から経年的に比較することが可能であった範囲で示したものが表1である。回収数が年度によって異なるためそのまま比較はできないが、保健センター及び類似施設数に経年的に大きな変化は見られていないと考えられる。しかし、保健センター単独の施設形態の数、割合はともに減少傾向にあり、その分、複合保健センターの数、割合が増加傾向にある。複合先で多いのは福祉関係の施設である。

福祉関係施設の中で多いのは、「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」で、「在宅介護支援センター」と複合している保健センター数は減少傾向である。「在宅介護支援センター」が担っていた機能が、地域包括支援センターに移行された施設が多いためと考えられる（表2）。

医療関係の複合施設の中では、「診療所」「休日・夜間診療所」の数や割合が多いが、これらの施設も含め、「健診センター」を複合している施設の数が増加している以外は、全般的に数の増減の大きな変化は見られない（表3）。

「その他」の複合施設では、「役場」が最も多く、数も増加傾向にある。また「児童館」を除いたその他の施設も、数、割合ともに増加傾向にあることが見てとれる（表4）。

既存の資料からの数と割合だけの情報であるため、これらの変化の理由は想像にすぎないが、近年の住民の利便性への配慮（ワンストップサービス）、自治体の財政状況を考慮した施設維持費の節約などの点から、施設の複合的な利用が考慮された結果ではないかと考えられる。ただし、それらの状況は自治体の規模や地理的条件、財政状況、首長の政策方針にも大きく依拠すると考えられることから、断言することは困難である。

いずれにしても、保健センターは地域保健法で定められた機能に加え、他の機能を付加した複合的な機能を有する施設として活用される方向性に動いていることが考えられた。

表 1 保健センターと類似施設の数、施設形態、複合先の領域

年度	発送数	廃止	回答数	施設の種別									施設形態		保健センターの複合先 (複数回答)			
				市町村 健康セ ンター	類似施設							単独 保健セ ンター			複合 保健セ ンター	福祉 関係	医療 関係	その他
					母子 保健 セン ター	農村 健康 セン ター	管理 保健 セン ター	老人 福祉 セン ター	地域 福祉 セン ター	健康 増進 セン ター	その他							
2010	不明	不明	2,369	2,099 88.6	31 1.3	2 0.1	27 1.1	65 2.7	29 1.2	24 1.0	92 3.9	536 25.5	1,563 74.5	1,068 68.3	431 27.6	763 48.8	20 1.3	
2011	3050	不明	2,374	2,096 88.3	30 1.3	2 0.1	30 1.3	62 2.6	29 1.2	20 0.8	105 4.4	509 24.3	1,585 75.6	1,082 68.3	410 25.9	816 51.5	28 1.8	
2012	3007	不明	2,279	2,010 88.2	26 1.1	2 0.1	26 1.1	71 3.1	26 1.1	22 1.0	96 4.2	472 23.5	1,537 76.5	1,050 68.3	414 26.9	798 51.9	39 2.5	
2013	3024	95	2,308	2,048 88.7	20 0.9	3 0.1	20 0.9	71 3.1	24 1.0	21 0.9	101 4.4	461 22.5	1,586 77.4	1,096 69.1	413 26.0	840 53.0	39 2.5	
2014	2967	69	2,474	2,210 89.3	23 0.9	2 0.1	24 1.0	67 2.7	25 1.0	27 1.1	96 3.9	535 24.2	1,675 75.8	1,174 70.1	463 27.6	892 53.3	5 0.3	
2015	2939	62	2,280	2,025 88.8	14 0.6	2 0.1	25 1.1	60 2.6	24 1.1	26 1.1	104 4.6	445 22.0	1,580 78.0	1,114 70.5	422 26.7	850 53.8	29 1.8	
2016	2896	56	2,144	1,929 90.0	13 0.6	2 0.1	20 0.9	46 2.1	27 1.3	23 1.1	84 3.9	404 20.9	1,525 79.1	1,100 72.1	406 26.6	860 56.4	3 0.2	
2017	2844	64	2,235	2,005 89.7	17 0.8	2 0.1	19 0.9	47 2.1	28 1.3	28 1.3	89 4	439 19.6	1,796 80.4	1,297 72.2	473 26.3	1008 56.1	5 0.3	

表 2 複合保健センターの場合の複合先(福祉関係)

年度	福祉関係の複合相手											
	n数	社会福祉協議会	援地センター包括支援	デザインサービスセンター	子育て支援センター	老人福祉センター	ボランティアセンター	在宅介護支援センター	小規模作業所等	障害児通園施設等	保育園・保育所	その他
2010	1,068	572 53.6	474 44.4	357 33.4	164 15.4	160 15.0	107 10.0	130 12.2	73 6.8	57 5.3	17 1.6	206 19.3
2011	1,082	585 54.1	464 42.9	334 30.9	164 15.2	173 16.0	118 10.9	113 10.4	66 6.1	60 5.5	15 1.4	209 19.3
2012	1,050	565 53.8	473 45.0	339 32.3	170 16.2	171 16.3	115 11.0	96 9.1	62 5.9	60 5.7	12 1.1	230 21.9
2013	1,096	594 54.2	486 44.3	369 33.7	174 15.9	173 15.8	127 11.6	104 9.5	62 5.7	60 5.5	16 1.5	237 21.6
2014	1,174	626 53.3	515 43.9	364 31.0	196 16.7	182 15.5	135 11.5	95 8.1	59 5.0	63 5.4	13 1.1	285 24.3
2015	1,114	594 53.3	503 45.2	319 28.6	177 15.9	158 14.2	125 11.2	90 8.1	61 5.5	56 5.0	14 1.3	310 27.8
2016	1,100	583 53.0	480 43.6	309 28.1	187 17.0	156 14.2	122 11.1	82 7.5	57 5.2	51 4.6	14 1.3	312 28.4
2017	1,297	663 51.1	553 42.6	361 27.8	234 18.0	175 13.5	147 11.3	92 7.1	66 5.1	67 5.2	20 1.5	373 28.8

表 3 複合保健センターの場合の複合先(医療関係)

年度	医療関係の複合相手										
		診療所	休日・夜間診療所	訪問看護ステーション・センター	医師会・歯科医師会	健診センター	歯科診療所	薬剤師会	病院	看護協会	その他
	n数										
2010	431	128 29.7	121 28.1	108 25.1	89 20.6	48 11.1	52 12.1	26 6.0	28 6.5	3 0.7	57 13.2
2011	410	127 31.0	116 28.3	103 25.1	96 23.4	48 11.7	54 13.2	28 6.8	26 6.3	3 0.7	23 5.6
2012	414	131 31.6	115 27.8	103 24.9	99 23.9	49 11.8	50 12.1	34 8.2	27 6.5	2 0.5	23 5.6
2013	413	137 33.2	109 26.4	105 25.4	99 24.0	52 12.6	56 13.6	32 7.7	25 6.1	2 0.5	23 5.6
2014	463	128 27.6	134 28.9	116 25.1	115 24.8	56 12.1	56 12.1	38 8.2	30 6.5	3 0.6	28 6.0
2015	422	123 29.1	123 29.1	100 23.7	96 22.7	59 14.0	47 11.1	32 7.6	25 5.9	3 0.7	27 6.4
2016	406	117 28.8	113 27.8	95 23.4	94 23.2	60 14.8	49 12.1	33 8.1	24 5.9	3 0.7	25 6.2
2017	473	137 29.0	135 28.5	110 23.3	102 21.6	70 14.8	59 12.5	39 8.2	32 6.8	3 0.6	29 6.1

表 4 複合保健センターの場合の複合先(その他)

年度	その他の複合相手										
	n数	役場	公民館	図書館	集会所 ・ タイル・ コミュニ	コミュニ （み） （温泉施設	児童館	フィットネ センター	プール	グセツピン 等	その他
2010	763 42.9	327 42.9	112 14.7	93 12.2	65 8.5	74 9.7	63 8.3	53 6.9	44 5.8	7 0.9	244 32
2011	816 46.8	382 46.8	103 12.6	96 11.8	73 8.9	11 1.3	48 5.9	6 0.7	98 12.0	9 1.1	315 38.6
2012	798 44.7	357 44.7	102 12.8	101 12.7	72 9.0	82 10.3	55 6.9	50 6.3	33 4.1	12 1.5	294 36.8
2013	840 45.7	384 45.7	102 12.1	102 12.1	86 10.2	87 10.4	61 7.3	51 6.1	47 5.6	12 1.4	315 37.5
2014	840 44.2	394 44.2	116 13.0	106 11.9	89 10.0	80 9.0	59 6.6	54 6.1	41 4.6	12 1.3	350 39.2
2015	850 46.6	396 46.6	103 12.1	96 11.3	82 9.6	75 8.8	58 6.8	47 5.5	47 5.5	17 2.0	329 38.7
2016	860 48.6	418 48.6	119 13.8	102 11.9	83 9.7	66 7.7	62 7.2	47 5.5	41 4.8	13 1.5	351 40.8
2017	1008 45.8	462 45.8	136 13.5	122 12.1	101 10.0	94 9.3	64 6.3	63 6.3	53 5.3	17 1.7	426 42.3

4 今後の市町村保健センターの展望

浜松医科大学健康社会医学講座 尾島俊之

1. 情報発信、ICTを活用した個別支援等の情報機能

今後の市町村保健センターの機能・役割を検討するために、特徴のある機能・役割を果たしている保健センターの有無について尋ねたところ（市町村保健活動調査票 問5）、最も多い回答は、ホームページでの情報発信（43.1%）であった。人口規模別には、5千人未満の市町村では23.9%なのにに対し、規模が大きいほど実施割合が高く、人口10万人以上では59.7%の市町村で保健センターがそのような機能を果たしていた。ただし、保健所設置市においては42.9%とやや少なくなり、保健所や本庁等がその機能を果たしているのだと考えられた。都道府県別に見ると、福井県（76.9%）、山口県（73.3%）、滋賀県（62.5%）等で実施割合が高かった。自由記載では、Facebook等のSocial Network Service（SNS）による情報発信を行っている市町村も見られた。また、「在宅患者の情報等の個別の対人支援のICT機能」と回答した市町村も26市町村（2.0%）見られた。これについて、人口規模別には人口5千人未満の市町村で実施割合が4.4%と高く、小規模市町村でモデル的に実施されている可能性が考えられた。都道府県別には、岩手県（9.4%）、島根県（9.1%）、愛知県（8.5%）での実施割合が高かった。このように、今後の保健センターの機能として情報機能は重要であると考えられる。

2. 地域包括支援センターおよび子育て世代包括支援センター等

市町村保健センター調査帳票によると、保健センターの複合相手施設として、地域包括支援センター（42.6%）は高い割合を占めており、その他にも在宅介護支援センター（7.1%）、子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（18.0%）との回答がかなり見られた。地域包括ケア推進事業（21.7%）を実施している保健センターも少なくなかった。さらに、保健センターが果たしている特徴のある機能・役割や、今後、保健センターが果たすべき役割・機能として、子育て世代包括支援センター、「ネウボラ」、子ども発達支援センター等の自由記載も見られた。珍しい回答としては、「精神包括支援センター」との記載も見られた。このように、母子、高齢者、そして全世代への包括支援は、これからの保健センターに期待される大きな機能であると考えられる。ただし、これらは、保健予防だけではなく、福祉・介護、医療も包含した機能が求められることになる。

市町村保健活動調査票では、保健センターが在宅医療の拠点となっているところが20市町村（1.5%）見られた。自由記載にも、保健だけが保健センターとして別の建物にあるのではなく、これらの他の部署とも連携がとりやすい環境にあることが重要である旨の意見が記載されていた。

3. 健康危機管理

市町村保健センター調査帳票によると、避難所としての準備（42.7%）、物資の備蓄（38.8%）、医療救護所としての準備（29.6%）等の回答が多い結果であった。自由記載においても、健康危機管理に関する機能を果たす必要がある旨の記載が見られた。あくまでも、保健センターは市町村の全ての

住民・被災者への保健活動の拠点であることを前提に、健康危機管理機能をますます充実させることが期待されると考えられる。

4. 専門的な機能

特徴のある機能・役割として、「がんや難病を専門とする相談機能との連携」との回答が83市町村（6.4%）から寄せられた。従来、保健所や高度医療機関等で果たしていた専門的な機能についても、今後、保健センターに期待される側面があると考えられる。

5. 保健事業の拠点等

保健センターの果たすべき機能に関する自由記載として、これまでの保健センターの中核的な機能である、保健事業の拠点、他部門と連携した事業、住民の主体性や交流を重視した活動等に関するものも多数見られた。さらに、より具体的な機能としては、ソーシャルキャピタルの醸成、地域共生社会の実現、PDCAサイクル、地区診断、人材育成、官民協働、自殺対策等に関する記載も見られた。

6. 市町村保健センターのあり方検討会報告書

2005（平成17）年に（社）全国保健センター連合会（当時）により取りまとめられた市町村保健センターのあり方検討会報告書に下記の保健センター機能図が掲載されている。10年以上前の報告書であるが、現在および今後の市町村保健センターの機能を考えた場合にも、概ねの根幹の機能はこの図のとおりであると考えられる。

ただし、前述のように、今後、情報機能、地域包括支援センターや子育て世代包括支援センターの機能等を含めて検討をしていく必要があるだろう。

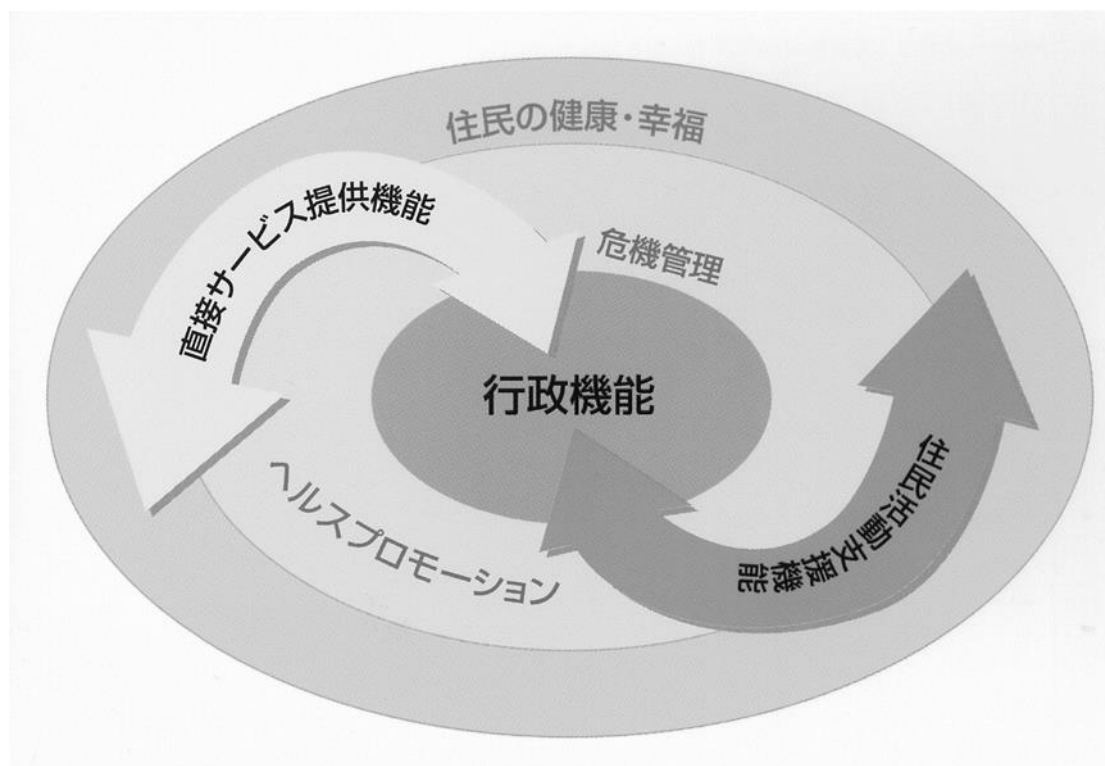


図. 保健センター機能図（2005年）

